

湿地のウィズユースと地域の活性化

～国際生物多様性年に際して～

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

第2回学習・交流事業の記録

2011年3月

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

目 次

1. プログラム	1
2. 開会行事	2
1) 主催者開会挨拶 西川喜代治(高島市長)	2
2) 環境省挨拶 塚本瑞天(自然環境局野生生物課長)	2
3. シンポジウム	4
1) コーディネーター発題 笹川孝一(法政大学教授)	4
2) 基調報告	
①名執芳博(元環境省野生生物課長・国連大学高等研究所)	8
「私とラムサール条約との関わり～湿地のワイズユースと地域の活性化に向けて～」	
②石津文雄(たかしま有機農法研究会会員・針江のんきいふぁーむ)	15
「帰ってきた生物たち」	
3) 市町村の事例報告	18
①報告1：寺前秀一(加賀市長)	18
「片野鴨池における保全活用の取り組みについて～石川県加賀市の取り組み～」	
②報告2：仲村家治(那覇副市長)	22
「漫湖における保全活動～マングローブの影響とその管理について～」	
③報告3：蝦名大也(釧路市長)	25
「国際ブランド『くしろ』とラムサール湿地の活用」	
④報告4：伊藤康志(大崎市長)	31
「湿地のワイズユースと地域の活性化～宮城県大崎市の取り組み～」	
4) コメント	36
①辻井達一(日本国際湿地保全連合会長、日本湿地学会会長)	36
②名執芳博	38
5) 報告者・コメンテーターの間での討論	39
6) 会場からの発言	45
小野寺祐喜(登米市市民生活部環境課主査)、松田賢一(新潟市環境部環境政策課長)、渡邊英之(名古屋市環境局環境都市推進部環境都市推進課	

係長)、坂本和昭(九重町長)、山口治太郎(美浜町長)、田辺長生(若狭町副町長)、林繁美(美祢市副市長)、向原翼(薩摩川内市副市長)、中山直樹(環境省自然環境局野生生物課登録調査係長)、山田容子(ダノンウォーターオブジャパン)

7) 報告者、パネリストの発言・まとめ	53
8) コーディネーターまとめ	56
9) 閉会挨拶	56
付録:「琵琶湖宣言」	57

湿地のワイズユースと地域の活性化

～国際生物多様性年に際して～

1. 目的：

- 1) 本年が国際生物多様性年であることをふまえつつ、学習・交流事業の目的である関係市町村の交流、とくに「湿地のワイズユースと地域の活性化」についての経験交流を行い、今後の方向性を探る。
- 2) 第1回学習・交流事業とその成果である「加賀メッセージ」をふまえ、発展させる。
- 3) 翌日に開かれる市町村長会議の議論に資するものとなるよう努める。
- 4) 議論に際しては、水田その他、日本各地の特徴的な湿地にも注目しつつ、条約湿地の「保全管理計画」「保全・活用計画」や、“地域の宝”である多様な湿地を視野に入れる。

2. 日時：平成22年8月5日(木) 15:00～18:00

3. 場所：滋賀県高島市 今津サンブリッジホテル「サンブリッジホール」

4. 主催：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

プログラム

開催行事 15:00～15:10

- 1) 主催者開会挨拶 西川喜代治 高島市長
 - 2) 環境省挨拶 塚本瑞天 環境省野生生物課長
- コーディネーター発題 15:10～15:15

笹川孝一 法政大学教授

基調報告 15:15～15:50

- 1) 基調報告1 名執芳博 元環境省野生生物課長・国連大学高等研究所
「私とラムサール条約との関わり～湿地のワイズユースと地域の活性化に向けて～」
- 2) 基調報告2 石津文雄 たかしま有機農法研究会会員・針江のんきいふあーむ
「帰ってきた生物たち」

市町村の事例報告 15:50～16:50

- 1) 事例報告1 寺前秀一 加賀市長
「片野鴨池における保全活用の取り組みについて～石川県加賀市の取り組み～」
- 2) 事例報告2 仲村家治 那覇副市長
「漫湖における保全活動～マングローブの影響とその管理について～」
- 3) 事例報告3 蝦名大也 釧路市長
「国際ブランド『くしろ』とラムサール湿地の活用」
- 4) 事例報告4 伊藤康志 大崎市長
「湿地のワイズユースと地域の活性化～宮城県大崎市の取り組み～」

コメント 16:50～17:05

- 1) 辻井達一 日本国際湿地保全連合会長、日本湿地学会会長
- 2) 名執芳博

報告者・コメンテーターの間での討論 17:05～17:25

会場からの発言 17:25～17:40

新潟市、名古屋市他

報告者、パネリストの発言・まとめ 17:40～17:55

コーディネーターまとめ 17:55～18:00

閉会あいさつ 18:00

開会行事

北川伊久男（高島市市民環境部管理官兼環境政策課長）

これより、「国際生物多様性年に際して」をテーマとして「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議学習・交流会」を開催いたします。

私は当会議の事務局を預かっています高島市市民環境部環境政策課の北川伊久男です。不慣れですが、本日の司会を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、本会議の会長であります高島市長西川喜代治がご挨拶申し上げます。

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 西川喜代治会長の挨拶

西川喜代治：皆さんこんにちは。ただ今ご紹介をいただきました当会議の会長を仰せ付かっています地元高島市長の西川です。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議学習・交流会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆さん方には全国各地より、ようこそ当高島市にお越しくださいました。心からご歓迎を申し上げますとともに、緑豊かな山々と田畑と琵琶湖に囲まれた当市の美しい自然景観をお時間の許す限りご覧いただければと存じております。

さて、学習・交流会は去る1月、加賀市の寺前市長さまにご尽力いただき、第1回を開催しています。第2回目となります今回は、各地の先進的なお取り組みにつきまして直接、市長さま、また副市長さまからご発表をいただきます。本日は全国各地から多くの市町村長さま、ご担当にご参加をいただいておりますので、皆さま方の地域における湿地保全活動の一助となりますよう念願するものです。

結びになりますが、本日の学習・交流会の開会に当たり企画から運営までご支援をいただきました日本国際湿地保全連合の皆さま、コーディネーターをお願いいたしました笹川先生、そして事例報告をいただく皆さまに深く感謝を申し上げ、甚だ簡単ですが開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

北川：続きまして、本日、環境省自然環境局野生生物課長塚本瑞天さんがお見えの予定でしたが、急きょ人事異動で出席できないという連絡をいただきました。メッセージを頂いております。野生生物課の中山直樹係長に代読をお願い致します。

環境省自然環境局野生生物課 塚本瑞天課長のメッセージ

中山直樹：環境省野生生物課でラムサール条約を担当しています中山と申します。このたびは、急な事情によりまして私どもの野生生物課長の塚本がこちらに参れなくなったことをおわび申し上げます。代わりに私が今回の会議に向けたメッセージを代読させていただきます。

塚本瑞天（中山朗読）：

まず、今回のラムサール条約登録湿地関係市町村会議、第2回学習・交流会議の開催の運びとなったことをお喜び申し上げます。

今年の1月には加賀市において初めての学習・交流事業が開催されまして、その成果として「ラムサール条約と地域活性化についての加賀メッセージ」が作成されるなど、グループワークや講演会、シンポジウムが大変成功裏に終わったと伺っております。

今回の第2回の学習・交流事業ではこのメッセージを踏まえまして、各地で先進的な取り組みを行っている市長の皆さま、それから著名な専門家の皆さまから各地の取り組みを紹介していただくとともに討論を進めていただくと伺っておりまして、各地の先進的な事例を学び、行政、事業、地域住民等の関係者で協力しながら、今後のラムサール条約登録湿地の保全やワイズユースをどのように進めて行くべきかを考える上で大変意義のある取り組みではないかというふうに考えております。

また本年は国連の定める「国際生物多様性年」であるとともに、10月にはご存じのように愛知県名古屋市で生物多様性条約の第10回締約国会議が開催されまして、今後の生物多様性保全に関する目標設定が議論されるなど、世界中で生物多様性に関する関心が高まり、その保全と持続可能な利用に関する取り組みが進められております。

ラムサール条約につきましては、来年で締結から40周年を迎えるところでございまして、日本でも今年で加盟から30年を迎えるなど、環境条約の中では長い歴史を有しております。生物多様性条約の理念でもあります保全、それから持続可能な利用、CEPA等についても、その観念を先取りしている、いわゆるトップランナー的な条約であると言えます。このような生物多様性保全の核としてのラムサール条約湿地の保全、それからワイズユースを進めることは、今日ますます重要になっております。そういう意味でも今回の学習・交流会事業は大変時期に適ったものではないかと考えています。

ラムサール条約湿地を将来にわたって保全していくためには、そこにかかわるさまざまな自治体の協力を進めていくことが必要です。このような機会をきっかけに、関係者の皆さまの連携がますます深まることを祈念しまして、簡単ではありますが野生生物課長のご挨拶と代えさせていただきます。

ふるさと絵屏風の紹介

北川：どうもありがとうございます。ここで一つご紹介いたします。前の方に掲げております絵屏風です。これは高島市安曇川町今在家という集落で作成された「ふるさと絵屏風」です。これは、昔のこの地域の湿地であります「松の木内湖」と人々とのかかわりについて、地域のお年寄りから聞き取りをして地元の画家にご協力いただき絵にしたものです。今日これから話題になる湿地の保全・再生、ワイズユース、CEPAを考える上で、またこの絵屏風作成そのものがCEPA活動でもありますので、みなさまに、後ほどぜひご覧をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それではここからの進行は法政大学キャリアデザイン学部教授の笹川孝一さまにお願いしたいと思います。それでは笹川先生、よろしく申し上げます。

コーディネーター発題

笹川孝一：座ったままで失礼します。法政大学の笹川です。私はこの学習・交流事業のコーディネーターを依頼されましたので、打ち合わせをいろんな方といたしまして今日に至りました。最初に今日の会議のねらいについての私の理解と会議の進め方についてご説明をしたいと思います。よろしくお願いたします。

学習・交流事業＝①各地の取り組みの交流 ②自治体+NPO・専門家 ③保全・再生、ワイズユース、CEPAの推進

市町村会議の学習・交流事業がどうして作られたのかということです。「登録はしたけれども登録後にどうしていったらよいのか？」について、いろいろな地域で「悩み」「共通の課題」「ラムサール条約湿地を地域の活性化につなげたい」という思いや各自治体でのいろいろな努力が行われてきている。それを交流し、智慧や技を交換し、あすの元気をもらってもう一歩前に進んでいきたい。そのために、学習・交流事業が企画された。そのようにと聞いております。

具体的な進め方としては、三つぐらいのポイントがある。

1つは各自治体での取り組みを交流する。

2番目に自治体だけではなくて、NPOや専門家の協力を求める。

そして3番目に、その湿地の保全・再生、Wise Use：ワイズユース、CEPAを進め、ラムサール登録湿地に関わる活動と地域の活性化を結び付けていきたい。そしてそのための地域の力、主体を育てていく。そして、「保全管理計画」「保全活用計画」「CEPA行動計画」などにつなげていきたい。現状では、そういう名称の計画を持っている自治体もそうでない自治体もありますが、条約の第3条にも書かれている「保全活用計画」とか、締約国会議で決議された「CEPA行動計画」などを、現実を踏まえて、実行可能なものとして作って行きたい。そういうことで企画された。そのように理解しています。

地域の活性化にラムサール条約をつなげていく

そこで、「地域の活性化」と「ラムサール条約」というのはつながるものなのか、つながらないものなのか？という課題が浮かび上がってきます。つながらないものは無理につないでもしょうがないわけですが、私はつながる、と理解しています。それには3点ほどポイントがあると考えます。

最初はラムサール条約とか生物多様性条約というものの構造や論理がどうなっているか。

2番目には自治体が行うということになれば、地方自治法の精神に則って自治体行政は行われなければなりません。「住民の福祉の増進」が自治体の責務だと地方自治法には書かれています。その「住民の福祉の増進」とはどのような内容のものか、という点です。

そして3番目に、両者の間には折り合いがどのようにつくのかという点です。

まず、第1のラムサール条約とか生物多様性条約というものの構造や論理です。先ほど塚

本課長のメッセージにも、ラムサール条約は生物多様性条約の「観念を先取りしている、いわゆるトップランナー的な条約」とありましたが、私もラムサール条約と生物多様性条約はほぼ同じ構造を持っていると理解します。

二つの条約はともに、①自然、ラムサールでいう湿地の保全・再生、生物多様性条約でいう生物多様性の維持、②ワイズユース、生物多様性条約では「Sustainable Use：サステイナブルユース」、賢く使うとか持続的活用、この2つが条約の目的とされていて、③そして「CEPA」=Communication, Education, Participation and Awareness=交流・対話、教育、参加、啓発・気づきが、①と②を支える。このトライアングルは環境省のホームページにも出ています。生物多様性条約は遺伝子資源から来る利益の公平な配分ということを加えていますが、基本的にこれは②サステイナブルユースから出る利益の配分問題なので、大きく見れば②の一部とも言えます。そのように理解できるとすれば、両条約の基本構造は①②が二つの目的でそれが③によって支えられているという点では共通だと理解できます。

①登録湿地や生物多様性を実現している地域の保全。②湿地や自然とのかかわりで営まれてきた人々の暮らし。③それらにかかわる人々の物語、保全・再生やワイズユース、サステイナブルユースに関わる技、知識や智慧の継承・発展、人々の協力。そういうものを、人間もその一員であるエコシステムの維持のために、しっかりと受け止め、発展させ、引き継いでいこう。そこにかかわる人々や土地のキャリアをどうやって今後に向かってデザインをして行くか。そういうことが、ラムサール条約と生物多様性条約に共通の基本的な構造だと、理解をしています。

ラムサール条約における「湿地」の定義による湿地の広がり様

～温泉も「地熱性湿地」＝「湿地」～

ラムサール条約における「湿地」は、「湿原」だけではなく、実に多様で広がりのあるものです。お手元の今日のプログラムの後ろの方にラムサール条約の条文があります。42ページに「ラムサール条約第1条」があります。そこに「湿地とは天然のものか人工のものか、永続的か一時的かを問わず、水が滞っているか流れているか、淡水か汽水か鹹水（かんすい）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を湿地という」という定義があります。この、ラムサール条約による「湿地」定義を踏まえると、深い海を除くと、たいていのものは入ってきます。

この「湿地」定義に基づいて、ラムサール条約の事務局が「湿地のタイプ」を提示しています。環境省の『ラムサール条約湿地のワイズユース』というパンフレットがお手元に配布されていますが、この15ページをご覧ください。一番後ろから2ページ目の所ですね。この「湿地のタイプ」には、「海洋沿岸域の湿地」に「A」から「ZA」という記号が付いています。次に「内部湿地」「人工湿地」というものがあります。2列目にある「Tp」は「水たまり」というものです。後にご報告にも出てくると思いますが、3列目には「Y泉・オアシス」「Zg地熱性湿地」というものもあります。この「地熱性湿地」の典型は温泉、間歇泉だと、私の勤務する大学の自然地理学の教員は言っていました。ラムサール条約事務局に勤

務していた釧路公立大学の小林聡史さんも、「そうです」と言っています。このように、ラムサール条約の「湿地」の定義に基づく湿地のタイプは、実にバラエティーに富むものです。

住民の福祉と増進を図る自治体の精神とラムサール条約の精神は合致する

このように多種多様な「湿地」を人間は長い年月にわたって活用してきました。河川、湖沼、磯や砂浜、田んぼ、温泉、サンゴ礁、湿原…。そういう所から飲み水を始めとする様々な目的の水、魚や貝、エビ、海藻、米、雁や鴨の食糧、葦等の居住環境の素材などを得てきました。また、水車などによる動力、船などの輸送手段を水によって得、温泉で癒されたり調理したり、釣り、水泳、舟遊びなどで自然を楽しみ、絵や日記、詩歌や小説に描き、芝居や落語などにも取り入れて、生活を豊かにしてきました。

次は、地方自治法の精神です。ここにいらっしゃる、ほとんどすべての人が地方公務員なので、「釈迦に説法」ではありますが、言うまでもなく「住民の福祉の増進を図る」ことが地方自治体の仕事の中心です。ですから、地方自治体がラムサール条約に基づく登録湿地の保全や活用というときに、それが地方自治法の趣旨に則っているということを示さなければなりません。そうでないと、やたらに担当職員を配置したり、予算をつけたりすることはできない。この点を曖昧にすると、地方自治体としてはラムサールに本腰が入らない。

しかし、これは私の感想なので間違っていたら幸いです。これまで、何となく「環境保全だからいいんじゃない?」「環境省に頼まれたから断れないかな?」というようなことで登録湿地を自治体内に受け入れて、そのままあまり何もせずに年月がたってしまった、そういう自治体も、珍しくはないようです。

反対に、過疎地なのでこれをきっかけに地域おこしをしたい、エコツーリズムなどと結び付けて地域を活性化したいということで、市町村の基本計画に組み込もうとしているところもある。そういう所では、登録湿地を始めとする湿地を、地域の基幹産業とつなげて、雇用を創出したり、観光客を増やして税収も増やしたり、特産物を作って販売したり、都市部の生協と産直を始めたりという努力もされています。また、地域の温泉を整備して住民の健康を促進しているところもあります。さらに、先ほどの「ふるさと絵屏風」もそうですが、地域における湿地と人々の関わりの物語や智慧、技などを次の世代に伝えていこう、伝えることを通して年寄りも元気になろう、という地域も多くあります。そしてそうだからこそ地域の湿地を、ラムサール登録湿地を始めとして、しかしそれに限定せず多様な湿地を保全し再生していこう、という取り組みが各地で行われています。

こうした活動に目を向けるとき、これらは「住民の福祉の増進」という地方自治体の目的とまったく合致する、と言えるように思います。住民が楽しく安心して暮らせる。産業や職業、自然との豊かな関係、それらを仲立ちとする人と人とのつながり。次世代の育成、人々や地域の物語、生活様式、技と知恵の継承・発展。これらのことは「住民の福祉の増進」そのものではないかと思えます。そしてこれらはとりもなおさず、ラムサール条約のワイズユース、CEPA、保全活動そのものであると考えられます。

大きく考えると、人と自然が折り合いをつけながら暮らしてきたという長い人間の歴史が

あり、ここ 200 年程度の時期に産業優先、自然に負荷を掛け過ぎの生活スタイルが広がりました。その点の反省から「自然保護」に傾斜がかかって「産業よりも自然なんだ」という雰囲気も出てきたわけですが、今経済的なリセッションもあって、人もの一部であり、自然と共生しうる産業を興す努力もだいぶされてきている。そのように言えるかと思います。

ラムサール条約の精神と地方自治体の使命とを重ね合わせる努力を 集積・分析・共有する

そして、仮にそう言えるとするれば、各地で取り組まれているさまざまな努力を、「ラムサール条約の精神と地方自治体の使命=住民の福祉の増進と重ね合わせる努力を、ていねいに集め、分析し共有することが、可能でもあり必要でもある、というのが、現時点かと思っています。そして、ラムサール条約の特徴として、「条約湿地」という具体的なモデル地区がある点が、ラムサール条約の一つの特徴かと思われております。

第 1 回学習・交流事業「加賀メッセージ」(2010 年 1 月加賀市) の成果をうけた 第 2 回の趣旨とプログラム内容

先ほども高島市長さんのお話にありましたように、1 月に加賀市で第 1 回の学習・交流事業「湿地を耕す、湿地を楽しむ」が開かれました。この黄緑色の冊子が、その記録です。先ほど塚本課長のお話にあった「加賀メッセージ」はこの 56 ページに収録されています。この経験を受けて、それを受けて、今回は「湿地のワイズユースと地域の活性化」というより広いテーマ設定にしました。それは、第 1 回で、かなり「水田」という所に焦点を当てましたので、市町村会議ということもあり、市町村長さんならではのお話が聞けるのではないかと、広いテーマ設定をしました。

2 番目には、せっかくの首長会議ですので、市長の方々に、直接ご報告をお願いしました。

そして 3 点目として、日本におけるラムサール条約湿地が生まれて今年で 30 年、具体的には「釧路湿原」が登録されて 30 年ということなので、「30 年を振り返りながら、今後の 30 年を展望する」と、こういうことで準備を進めました。

基調報告として、名執芳博さん、石津文雄さんをお願いいたします。お手元の資料に、それぞれの報告者の方のプロフィールが印刷してあります。時間の関係で詳しく申しませんけれども、お二人の方に基調報告をしていただいて、各地の報告ということで、4 人の市長さん、副市長さんに順番にご報告をいただく。その上で辻井達一さんに専門家という立場からコメントをしていただく、こういうふうな組み立てにしております。

進め方は、報告をしていただいた後コメントをもらって、この前で少し議論をいたします。その後で全体の討論をして、パネリストがいろいろまとめということをしていただきまして、全体で 6 時に終わる。なお、休憩時間というのをとくに設けてごさいませんので、トイレとか適宜に行ってくださいということにしたいと思います。なお、「さん」や「先生」が混在すると煩雑ということもありますので、「さん」で統一したいと思います。よろしく申し上げます。

では早速ですが、「基調報告」ということで、名執さんにご報告をいただきたいと思います。名執さんは環境省で長くラムサールの行政に携わってきたということと、それから国連の高等研究所で「SATOYAMA イニシアティブ」という、日本の生物多様性の国家戦略の一つの柱でありますその事柄に深くかかわっていらっしゃると思いますので、そういう点から名執さん自身のこのラムサールとのかかわりの振り返りも含めてご報告をいただきたいと思います。では名執さんよろしくお願ひいたします。

基調報告①

元環境省野生生物課長・国連大学高等研究所

名執 芳博

「私とラムサール条約との関わり ～湿地のワイズユースと地域の活性化に向けて～」

名執芳博：皆さんこんにちは。ご紹介いただきました名執です。最初に私事になりますが、私は元々環境省の人間で、今年の6月末で環境省を卒業いたしました。それまでの35年3カ月の公務員生活の中でラムサール条約に2回にわたって3年以上のお付き合いをしてきましたので、私のそういった経験からいろいろラムサール条約、そしてワイズユース、それからそれが地域の活性化にどういうふうに使えるのかというようなお話をしたいと思います。

ラムサール条約との最初の出会い＝第5回締約国会議（1993年6月・釧路市） ラムサール条約の日本での普及と条約湿地の登録推進、アジア地域の加盟国推進

最初のラムサール条約との出会いは、1993年の6月に釧路でありましたラムサール条約第5回締約国会議です。この時私は、環境庁自然保護局野生生物課という所にいまして、この釧路会議の準備室長を務めました。釧路にラムサール条約の締約国会議を持ってきた、誘致したのは、もちろん地元の釧路市さんの非常に熱心な誘致活動でしたが、国としてもこれをやろうということになったのには、大体3つぐらいのねらいがありました。

1つは湿地の重要性、ラムサール条約というものを日本に浸透させていこうということ。それから日本のラムサール条約湿地を増やしていこうということ。それからアジア地域のラムサール条約加盟国を増やして行こうということです。その当時まだまだ湿地というものは役に立たない土地だとか、何かジメジメして暗い土地だとか、そんなイメージでして、湿地は生物が非常に多様な場所というようなことは、なかなか知られてなかった。ましてやラムサール条約という名前もよく知られていませんでした。

ただ我々が一番懸念したのは、北海道の釧路という所で行われるということで、釧路地方だけの行事になってしまうのではないかと、ということでした。しかし、当時、湿地関係でいろいろもめている案件があって、藤前干潟、これは今ラムサール条約湿地になっていますけれども、それとか和白干潟の問題とかがありました。それから当時アセス法をちょうど作っ

ている時で、あまりアセス法作りに釧路での議論が先行してしまうと困るなどというようなこともありました。幸いというか、全国規模で報道されることになって我々の懸念が払しょくされました。

それからいろんなラムサール条約湿地を増やそうとしてきました。この釧路会議の前には4カ所だけだった。何とか二けたに乗せたいと努力したんですけども、結局登録できたのは霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、谷津干潟、片野鴨池、琵琶湖といった所です。例えば、厚岸湖・別寒辺牛湿原を登録する際には、地域の開発との調整とか、あるいは漁業活動との調整とか、そういうところにずいぶん努力しました。

それから琵琶湖の登録ですけども、当時、湿地というものは非常に限られた形で考えられていて、ラムサール条約上は湖も湿地ですけども、「琵琶湖は湿地なの？」というようなことで、そここのところをいろいろお話するのに努力しました。

この釧路会議を契機にして今では、アジアのほとんどの国がラムサール条約に加盟しているということになっています。

2 回目の出会い＝第 9 回締約国会議(2005 年・ウガンダ)

日本国内の条約湿地の倍増～さまざまな湿地タイプと登録基準、地域バランス

2 回目のお付き合いですけども、2005 年にウガンダであった第 9 回締約国会議で、この時は環境省の野生生物課長という立場でした。私が課長になった時に既にテーマがありました。それは6年前に開催された第7回締約国会議の決議によるものです。それまではどちらかという、「水鳥の渡来地として重要な湿地」がテーマだったんですが、ここにあるように「人間の生活」との関連、あるいは広く「生態系」として重要な湿地へとラムサール条約自体が大きく舵を切ってきた時でした。

それからもう1つですけども、条約湿地の登録倍増計画ということで、2005 年までに少なくとも 2000 カ所、99 年当時 1000 カ所弱だったんですが、2000 カ所以上にしようというような課題がありました。

これに対して日本はどうするかというようなことだったんですが、99 年当時の湿地数が 11 カ所、これを倍の 22 カ所以上にしようということで、今日のコメンテーターをされている辻井先生を委員長として専門家による検討委員会を設けて、それで湿地増に取り組みました。基本としてはまず、さまざまなタイプの湿地を登録していこう。先ほど笹川さんのお話にもありましたが、実はラムサール条約の湿地というのは非常にさまざまなタイプがあります。サンゴ礁、地下水系、干潟、マングローブ、こういったいろんなタイプのものを登録できないかと。

それからラムサール条約の登録基準もいろいろあるんですが、そののいろんなものに合致する基準で登録できないかということ。例えば、絶滅危惧種が生息する地域とか、ライフサイクル上重要な湿地とかそういうことです。

それから地域バランスということ。これは 2005 年 11 月以前の 13 カ所の湿地ですけども、どちらかという北、東の方に偏っている。これをなんとか全国満遍なく登録して

いけたらというようなことで取り組みました。その結果 20 カ所の湿地が新たに登録できたわけですが、その中で特徴的なものをいくつかご紹介したいと思います。

第 9 回締約国会議で登録した条約湿地の紹介

皆さんのパワーポイントにはないものもありますけれども、北海道の「阿寒湖」です。これはマリモという希少種がいる湖ということで登録いたしました。秋田県の「仏沼」。これは「オオセッカ」という希少な鳥類の生息地ということで登録しました。

今日、市長さんが来られていますが、「蕪栗沼・周辺水田」。これは初めて水田を含めて登録したということで特徴的な所です。続いて福井県の「三方五湖」。固有魚、魚というのに着目して登録した湖です。「串本沿岸海域」、「慶良間諸島海域」もそうですが、サンゴ群落ということで登録しています。それから「秋吉台の地下水系」、これは地下水系カルストということで登録しました。

今日、町長さん来られていますが「くじゅう坊がツル・タデ原湿原」。それまで日本では低層湿原と高層湿原しか登録していなかった。中間湿原でぜひどこか登録したいというところで登録した場所です。

鹿児島県の「藺牟田池（いむたいけ）」ですけれども、これはベッコウトンボという希少昆虫の生息地ということです。続いて「屋久島の永田浜」、これは砂浜、そしてアカウミガメというものの産卵地ということで、アカウミガメの産卵・ふ化場として非常に重要な湿地ということで登録しています。それから「名蔵アンパル」ですけれども、マングローブ林と干潟ということで登録しました。

第 5 回釧路会議を盛り上げる、関係市町村間の意見・情報交換の場、取り組みへの支援協力～設立時のラムサール条約登録湿地関係市町村会議の目的

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議ですが、私が申し上げるまでもなく、1989 年から第 1 回の会議が開催されています。そのきっかけは、釧路会議を盛り上げるということです。大事なのは、関係市町村間の意見・情報の交換の場。それからいろんな取り組みへの支援協力をしていく。こういうことが目的になっていたかと思います。

それで 2005 年に湿地が 13 カ所から 20 カ所新たに増えて 33 カ所になったということで、当然関係市町村の数も増えたわけです。市町村の数がなければ交換できる情報も限られているけれども、関係市町村が増えたことでより効果的な情報交換ができるんじゃないかというようなことを期待しておりました。

保全・再生、活用、環境教育、地域活性化～期待されていた情報交換の内容

その交換される情報ですけれども、保全・再生それから活用、それから環境教育なんかがあると思うんです。とくに期待していたのは、湿地のワイズユースというもので地域の活性化

にいかにつなげているかと。こんなところの情報交換を期待しておりました。

湿地の保全とワイズユース、この2つを支える CEPA～ラムサール条約の構造

ここでちょっとラムサール条約の構造を、先ほど笹川さんからもお話がありましたが、ラムサール条約は湿地の保全を推進するということと、それを適正に利用する。条約上の英語では「ワイズユース」という言葉が使われていますけれども。

これはラムサール条約が 1971 年にできたということで、最近では sustainable という、Sustainable Development とか Sustainable Use という言葉が使われるようになっていきます。その当時はまだそういう言葉が使われなかったのですが、ここではワイズユースというような言葉が使われていたのではないかと思います。保全と利用でそれを支えるものとして CEPA、つまり Communication、教育、参加、認識というようなものがあると。こんな構造になっています。

生物多様性の保全、持続可能な利用、利益の公正かつ衡平な配分、この3つを支える CEPA～生物多様性条約の構造

それからもう一つ今年の 10 月に名古屋で第 10 回締約国会議 (COP10) がある生物多様性条約ですけれども、生物多様性の保全とその持続可能な利用、この2つに加えて、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」が目的になっています。やはりこの目的を支えるものとして、教育・啓発というものが大事だということで、ラムサール条約は条約の条文上出て来ないんですけれども、生物多様性条約では第 13 条に CEPA についての条文があります。

「Communication, Education and Public Awareness」～生物多様性条約での CEPA

この CEPA をどのように具体化していくかというような議論が、生物多様性条約では 1998 年から始まっています。COP6 では CEPA というコミュニケーション、エデュケーション。ラムサール条約は P が Participation ですが、生物多様性条約は依然として Public Awareness という形になっていますけれども、誰にもわかるような言葉で伝えるコミュニケーション。それから教育システムに生物多様性を統合していくというエデュケーション。それから普及啓発 Awareness というようなことです。

2 年前に行われた COP9 でも世界全体の国がこの CEPA の努力を倍化していこうというようなことが決議として採択されています。

それから今年の COP10 で、2010 年以降、生物多様性の新戦略計画が採択されることになっているんですけれども、今の案では目標 A のターゲット 1 というのに、「2020 年までにすべての人が生物多様性の価値を認識していること」というのがありますが、CEPA がこれ

を達成するための重要な手段であるということが言われているところです。

他の国にもある、人と自然との良好な関係～「SATOYAMA イニシアティブ」

ちょっとここで「SATOYAMA イニシアティブ」という、私が今所属している国連大学高等研究所と環境省とが COP10 に向けて取り組んでいるのを紹介したいと思います。生物多様性を保全する上で、原生的自然の保全のみでは十分ではなく、生物種の半数以上が保護区の外にいるということで、生物多様性保全と整合性を持った持続的な土地利用、自然資源の利用と管理が重要ということ。日本の里山に着目した場合に、そこには伝統的な人と自然の関係があるということが重要になります。

私たちは環境省と協力して世界のいろんな事例を集めてみたのですが、人と自然の良好な関係というのは日本の里山だけじゃなくて、世界各地に存在するということがわかってきました。こういうものはとくに途上国では生計の向上に寄与したり、あるいは地球環境問題などの地球規模の問題解決に貢献したりしています。ただ日本の里山で起こっているように、高齢化や人々の都市への流出などで衰退してきているというようなところもあります。あるいは乱開発によって破壊されているなど、いろんな形でこういった場所の放棄や破壊が進んでいるというような実態がありました。

私たちが COP10 に向けて提案しようとしている「SATOYAMA イニシアティブ」は、長期目的として「自然共生社会」「自然と共生する社会」というのを置いて、それに向けて3つの行動指針と5つの視点というものを提案しています。3つの行動指針では「エコシステムサービスに関する知識の集約、知恵の集約」、「伝統的知識と近代科学の融合」「新たな共同管理のあり方の探求」。

そのための5つの視点ですが、「環境容量・環境復元の範囲内での利用、自然資源の循環利用、地域の伝統文化との価値の認識、多様な主体の参加と協働、地域社会・経済への貢献」という5つで、この「SATOYAMA イニシアティブ」に関する国際的なパートナーシップというものを COP10 の時に何とか立ち上げたいということで、今、私たちは取り組んでいるところです。

蕪栗沼のふゆみずたんぼと保全活用計画

～保全・再生、ワイズユース・サステナブルユース、CEPA の事例

これからはいくつかの事例の紹介をしたいと思います。これはむしろ大崎市長さんにお話しいただいた方がいいかもしれませんが、「蕪栗沼のふゆみずたんぼ」ということで、冬にたんぼに水をためるということで湿地の再生を図る。それがマガンなどに生息地を提供する。しかもそれだけではなくて、例えば、ふゆみずたんぼ米はうまいというようなことで、そこで取れたお米を売るということで地域の活性化に使われている例だと思います。また、大崎市さんでは蕪栗沼・水田の「保全活用計画」を作っています。とくに保全だけではなくて、「活用」が入っているのがポイントかと思います。こういうことで保全だけではなくて、

湿地を地域のためにも使っていきたいというようなことが取り組まれているところです。

気仙沼唐桑湾～森は海の恋人～

これはラムサール条約湿地の例ではありませんが、同じ宮城県の気仙沼唐桑湾というところでは、ここは実はカキの養殖で有名な所です。そのカキ養殖をされている畠山さんという方は、「森は海の恋人」の語り部もされていて、自分たちが養殖するカキ、これがいかにしたらおいしくできると考えています。そのためにはきれいな水、しかも栄養塩をたくさん含んだ水が必要です。その水はどこから来るかというと、上流から来るということで、漁民が上流の山に木を植え始めたという発祥の地で、こういうことを地域の子どもたちに教える教育に使ったり、畠山さんは京都大学で講師もされていて、そういう形で CEPA 活動をされているという例です。

ルソン島の棚田、ガーナの淡水魚養殖とエコツアー

それから海外の例です。これはフィリピン北ルソン島の棚田の例です。棚田が標高 800m ぐらいから 1,200m ぐらいに広がっています。それによって棚田で土砂の流出の防止ができたりとか、それから 400m の標高差があると、結構気候が変動してもいろんな品種の米を植えていることによって、どれかの米がちゃんと取れるというようなことでワイズユースの例かと思えますし、ここは世界遺産にも棚田ということで登録されていて、棚田観光ということでも使われている場所です。

それからガーナの例ですけれども、クワメ・ヌクルマ技術科学大学の生物多様性活用開発センターの研究成果を、その地域の淡水湖に淡水魚の養殖とかエコツアーということで活用している例です。

エコライフフェア、「湿地の恵み展」～市町村会議への期待～

それからもう一つこれはどっちかというと CEPA に近いかもしれませんが、2005 年に 20 カ所新たに登録してから、何とかしてラムサール条約というのは湿地を保全するためだけの条約ではなくて、活用することも目的の一つとなっていることを世間に示すことができないかということを考えてみました。毎年 6 月に環境省がやっているエコライフフェアというものに、2006 年から「湿地の恵み展」ということで、各湿地から得られているものを持って来て展示するというようなことをやっています。この市町村会議もこれに非常に協力されていますし、今後もぜひこの「湿地恵み」みたいなことでリード役を務めていただけたらと思っています。

ラムサールで地域活性化という現場の声の発信と、活発な情報交換を～市町村会議への期待

最後に市町村会議への期待ということですが、ラムサール条約に湿地を登録するに当たって、地元の市町村、自治体等からの賛意というのを大きな前提にしています。これはやはり湿地を保全した後、そこを保全するにしても活用するにしてもやはり第一は地元の方々ということでこれを大きな前提としています。

「重要湿地 500」の見直し、「担保措置」の拡大の可能性

今後さらに湿地を登録していく必要があると思うのですが、これまで「重要湿地 500」というものを基本にしていたけれども、これだけでいいのか、見直しが必要なんじゃないかというようなことも思います。

それから今まで鳥獣保護区の特別保護区とか、国立公園の特別地域というもので、担保措置にしていたけれども、他の法律、河川法とか海岸法とかあるいは文化財とか、そういったものも、担保に活用できないかということ。

登録のメリットを外に向かっても発信する

それから何よりも登録されていることのメリットを訴えていかなければいけないということです。皆さんのように既に登録されている市町村から、ぜひこんなことで地域活性化につながったよというようなことを、声を大にして言っていただけたらと思っています。

それでとくにこの市町村会議では、活用事例について情報交換をさらに活発にさせていただけたらと思いますし、ウェブサイトができておりますけれども、これをさらに活用していただくということ。そしてぜひ内部だけの情報交換でなくて外に向かって市町村のワイズユース、あるいはそれによる地域の活性化みたいなことについて情報発信をしていただけたらというふうに思っているところです。ちょっと時間超過しましたが以上です。ありがとうございました。(拍手)

笹川：名執さん、ありがとうございました。先ほど申しましたように釧路湿原の登録 30 周年ということですが、名執さんの具体的ななかかわりも含めまして、歴史的なおさらいもできました。それから今、国連大学、環境省の協力で生物多様性条約の名古屋の COP10 に向けてどんな取り組みをされているかということと、それからこの市町村会議が、保全は当然のことですけれども、ワイズユースを進めるという点で具体的にどんなことをしているのか。さらにそれを進めながら交流を進めて、そして内側の交流だけに止まらず外部にどんどん発信してほしいと、そういうふうな期待が述べられたと思います。改めてお礼を申したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、今度は地元高島市の石津さんに報告をいただきたいと思います。石津さんは

農業をやっているわけですが、最近、養殖でしょうか。そちらの方も本格的に手掛けられているということで、第1回目を加賀市で開催した時に、田んぼに魚が入る水路を作りまして、この名産でありますフナ寿司の材料になるニゴロブナを育てるということをやっているということをおっしゃいました。実は、おいしくて安いニゴロブナをたくさん食べたいという、そのような魂胆があるんですよというふうなユーモアを含めたコメントをしていただきました。

今回は前回の報告とはまた一味違う報告をいただくと、こういうことですので、石津さんよろしく願いいたします。

基調報告②

たかしま有機農法研究会会員・針江のんきいふあーむ 石津文雄 「帰ってきた生物たち」

石津文雄：皆さんこんにちは。地元高島は針江からやって参りました石津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。昨年、平成の名水百選にも選ばれた川端（かばた）文化の残る地域で、2004年には「里山・命めぐる水辺」、写真家の今森さんが撮られたNHK最大の環境部門、7つの大賞を取ったという、そういう舞台になった針江からやって参りました。

川端（かばた）文化の残る針江での、ホタルやスジシマドジョウの復活、中島の自然地の整備、外来種の駆除・活用、ふゆみずたんぼの取り組み

これは私たち集落での活動の写真風景で、これが川端です。「里山・命めぐる水辺」は田中三五郎さんという年寄った漁師さんがモデルになっていましたが、最近 漁師をやめられて、その後、私が受け継いだという形で針江の最初の中島の自然地の保全・保護などを仲間たちと一緒にやっています。次は、放流風景です。

実は2005年に「遺伝子組換え作物拒否宣言」を私たちが針江集落で行いました。その時の写真であります。その1年後に全国集会をまた高島でやったという、その写真です。次、これはホタルの写真です。これはなぜかと言うと、自分たちが無農薬栽培をやり始めて、圃場整備を行って田んぼも川もいじった関係でホタルが絶滅しました。それが23年ぶりに復活したというのは、我々の無農薬栽培での結果です。

これは中島の自然地の整備活動をやっているところです。近年自分たちだけではなく、海外のフィリピンやカンボジア、先だってはタイの高校生がこうした中島の自然地の清掃活動に参加してくれている風景です。

今年は7月11日に、約2トンダンプに40台分のオオフサモという、やっかいな外来種の藻を始末しました。これはすべて私の田んぼへ投入しまして、もみ殻などと堆肥化して田んぼへ戻すという循環をやっています。

次、これは「みずすまし水田」での観察会の風景です。次の写真は、新聞記事になりました

た。なぜかと言うと、今から5年前なんですけれども、絶滅危惧種のスジシマドジョウというのが、私たちの「みずすまし水田」でたくさん発見されたよという記事になりました。というのも、うおの会の方たちが琵琶湖周辺 2,800 カ所を調査されて、76 匹しか見つからなかったのが、私どものみずすまし水田で 636 匹見つかったよという大きな新聞記事になりました。そしてその年から今年も調査している中で、その倍の 1,321 匹が確認できています。

これもやっかいなカメなんですけれども、ミシシッピーアカミミガメという外来種です。実はこれ縁日なんかで販売されていたミドリガメの大きくなったやつなんです。これが今、琵琶湖ですごく繁殖しています。これがまだ田んぼの中で確認できないというのが、まだ唯一幸いなところかな。我々の周りにはクサガメ、イシガメがたくさん生息しているんですけども、外来種がどんどん繁殖してくると、在来種が住みかを追われてしまうという結果になるのではないかと心配しています。

これは大崎市の「ふゆみずたんぼ」をまねたような形で、私どもも4年前から始めました。冬にやって来る、これはタマシギというシギの仲間なんですけれども、これ以外にチュウシヤクシギやタシギ、そしてたくさんのシギ類、あるいはまたカモ類が田んぼへやって来る場所を確認できるようになってまいりました。これはタシギです。

そして、3年目にしてやっと願望のハクチョウを田んぼへ呼び込むことができました。これは昨年なんですけれども、今年は最高 18 羽までやって来るようになりました。

ナマズ、ハッタミミズ、ガムシ、ヤゴヤダルマガエル、イチョウウキゴケなど、在来の生き物が棲む水田

次は、ゆりかご水田で、雨が降ると田んぼへ上ってくるナマズです。これが田んぼへ上れる仕組みの魚道です。

これちょっとグロテスクなミミズの写真なんですけれども、これはハッタミミズといいます。これは石川県金沢市の旧八田村で発見されてハッタミミズと呼ばれて、それが石川県と滋賀県の琵琶湖周辺に昔はたくさんいた。今は琵琶湖周辺でもなかなか見つからなくて、この高島地域だけが唯一確認できていると聞きます。これも今まで 10 年、圃場整備をしなかった田んぼにはたくさんいるんですけども、それが圃場整備の田んぼにも増えてきたということです。やはり農薬を使わない農業をすると、このように明らかにたくさん田んぼの所で繁殖し育ちます。

次は珍しい写真なんですけれども、ナマズが産卵しているシーンです。これは真ん中の黄色いのがオスで、黒いのがメスです。というのも、コイやフナはメスだけで卵を産み付けることができるんですが、ナマズはオスの手助けがないと卵は産めない。ちょうど卵を産んでいるところの写真です。

次、これも生き物調査で見つかるゲンゴロウの仲間のガムシといいます。次、これも日本では絶滅危惧種の4種のカエルの中の一つなんですけれども、ナゴヤダルマガエルといいます。それとトノサマカエルも非常にたくさん我々の地域には、絶滅という言葉がおかしいのではないかとこのぐらいたくさんいます。

次も絶滅危惧種の浮き草で、イチョウウキゴケといいます。これもやはり農薬やそういうようなものにもものすごく弱いということで、今はどんどん増えていっています。近い将来絶滅という言葉はなくなるんじゃないかなということで、自分たち、今日ここで報告させていただきたいのは、少し手を加えたことによって絶滅し、滅びていったいろんな生き物たちがたくさんいるわけなんですけれども、やはり農薬、化学肥料を使わない農法に変えたことによって、すごくたくさん、普通の生き物たちが戻ってくるということを肌身に感じました。

コウノトリやトキが舞う、昔の原風景が残る高島に

今、ハクチョウの話をしてきましたが、今大きな願望を持っています。というのは、ハクチョウハを呼び込みたいのは、次の大きな目標として豊岡のコウノトリ、あるいはまた佐渡のトキをこの高島に呼び込みたい。そうした生き物のエサとなる生き物が、高島にはたくさんいます。自分たちの周りにはやはり数が減っている生き物が、この高島にはたくさんいるということをいろんな先生方からのご指導によってわかってまいりました。

だから自分たちが子どもたちに昔話をしなくても、そこへ来れば体験できるという、そういう昔の原風景を残したいというようなことで、私たち針江の生水(しょうず)の郷委員会、「生まれる水」と書きますが、生水の郷委員会、あるいはまた「針江げんき米」というブランドで生協と産直をやっている農業。そこらが連携しながら、そうした生き物たちの有用な姿を消費者の方に発信することによって、私たちのお米の消費が年々多くなってきています。

資料の中にある年表のようにそれぞれの取り組み、あるいはまた確認というようなことを書いています。自分たちで次やって行こうとするのは、孫、子どもの代まで普通に居るいきものが、この高島で見られるという、そういう場所づくり、そういうようなものを頑張っ

てやっていきたいと思えます。

そして先ほど笹川さんがおっしゃっていましたが、農業の部分については息子に経営を委ね、私は漁業の方、今は針江浜にシジミを増やすというのをやっています。子どもたちにシジミ拾いができる現場を残してあげたい。死ぬまでにコウノトリとトキを何とかこの高島に呼び込みたいと。そういう熱い思いを持って今日ご報告させていただきました。以上で報告を終わります。(拍手)

笹川: 石津さんありがとうございました。加賀市での石津さんの報告につきましては、先ほどの記録・黄緑色の中の 20 ページから石津さんの報告が載録されておりますので、その続編というようなことで今日お話をいただきました。

子どもたちに昔話をしなくても目の前で見られるような場所を残してあげたいということでした。先ほども冒頭紹介がありましたけれども、あそこにある「ふるさと絵屏風」というのは、高島では 13 カ所で作られたというふうに聞いております。昔の高島の暮らし、とくにあれば「松の木内湖」という所の絵だと伺っておりますけれども、今はなかなかあのようなきれいな状況ではないということですが、今、石津さんがお話しいただいたのは、例えばこの屏風絵の松の木内湖のような暮らしを、あるいは人と生き物のかかわりのあるような暮

らし、そういう地域をまた取り戻していきたいと、こういうふうなご報告であったかと思えます。改めてお礼を申したいと思えます。ありがとうございました。

続いて市町村からの報告ということで、一番最初に加賀市長の寺前さんから報告をいただきたいと思えます。それでは寺前さんよろしくお願ひいたします。

市町村の事例報告 1 加賀市長 寺前秀一 「片野鴨池における保全活用の取り組みについて～石川県加賀市の取り組み～」

寺前秀一：寺前です。先ほどから出ております「片野鴨池」が当市にあります。それでラムサール条約うんぬん以前に、片野の鴨池というものは、加賀市民は昔から知っていたんです。従いまして、ワイズユースという言葉は非常に面白いんですが、江戸時代、こちらに書いてありますね、330年間ずっとワイズユースを片野の鴨池ではやっていたと。

誰のためのワイズユースかというのはなかなか難しいわけですが、環境省ができて、日本においても環境の大事さということがずいぶん浸透していったわけです。私は趣味で野鳥観察をしており、先ほどから出ています 藤前干潟ですとか、和白干潟ですとか行っています。

私は国土交通省の旧運輸省におりましたので、若干肩身が狭いと申しますか、役所の仕事としての公益性の埋め立てですとか、港湾の必要性というのはあるんですね。環境の重要性もあって、どちらが大事かというのは、これは人それぞれのワイズになりますから、さらには政治が決めることですが、私の個人の頭の中ではワイズユースは干潟の保護の方が強かったんですけれども、ようやくそれが普通になってまいりました。

安全地帯が増え、ワイズユースがいささか問題に～片野鴨池の現状

じゃあ片野鴨池の場合はどうかというと、日本全体がワイズユースになってきたのでどうもカモにとって、あるいはガンにとって、安全地帯がたくさん増えましたので、あまり鳥が寄って来なくなったという意味ではワイズユースでなくなってきている面もございまして。これは別に皮肉を言っているわけではなくて、後ほど説明いたします坂網猟という猟師がいるわけですが、年々カモ類の捕獲数が減ってきております。これは観光文化から言ってもワイズユースとしてはいささか問題になっているところです。

加賀市の地理、柴山潟と戦後の米不足による埋め立て

若干、地理的なことをご報告しなければいけません。これは加賀市の大きな鳥瞰図です。300Km² ございまして。人口は7万5千。今、まだ減ってきております。それで温泉として有名なのは山中温泉、山代温泉、片山津温泉というのがございまして。温泉も湿地という意味では、すべてラムサール条約の対象になりそうな場所です。

それで柴山潟というのが見えますが、実はこの大聖寺川より東側、それから福井県の方に

九頭竜川というのがありますが、いずれもその沖積平野のできる頃には大暴れしていましたが、海岸線はほとんど砂丘地帯までだったろうと思います。沖合に島か何かあったのかもかもしれませんが、間が砂で埋められて、この沖積平野ができたわけです。その時にため池ができて、それがこの柴山潟、木場潟等です。

湖が少し右側の上の方に見えるかと思いますが、これが埋め立てをしなかった木場潟で、これは現在小松市に属しています。その間に柴山潟と、それから埋め立てられた形状が見えるかと思いますが田園地帯があります。昭和 30 年代に埋め立てられました。日本の米の生産のピークというのは昭和 30 年代後半です。7,000 万人から人口が戦後始まりまして、700 万も外地から日本の地に帰って来たと。50 万人はシベリアに抑留されたわけですから、とても米が足りないだろうと。戦前は台湾や朝鮮から輸入していましたから。

ということで埋め立て計画が始まり粛々とやっていたんですが、ご多分に漏れず柴山潟も埋め立てをします。現在は従いまして、この動橋（いぶりはし）川の水のバランスが取れないわけですね。昔は水が流れ込んで自然に潟を伝わって海へ流れて行ったんですが、埋め立ての結果、防水をしなければいけないというので、柴山潟から日本海へ流れている新堀川というのを掘削して作ったわけです。現在、どういうことになっているかと言いますと、この片山津温泉に水が入って来ますから、水があふれると浸水現象が時々発生します。それから水質汚濁と、かなり良くなりましたけれども一時は問題がありました。

地域の誇りを取り戻すために、ラムサール条約湿地の面積拡大を

何を申し上げたいのかと言うと、私はラムサール条約のワイズユースということで考えていまして、何とか柴山潟の中もラムサール条約の条約湿地にできないかというふうに考えています。どうしてそう考えるかと申し上げますと、片山津温泉というのはひとところ 160 万人の入湯客、イコール宿泊客ですが、存在していました。現在 30 万人ということで大変激減しています。街がさびれています。現在、この柴山潟湖畔に有名建築家の方の設計によるガラス張りの立派な温浴施設の建設について、議会の承認もいただいて、そろそろ実施に入ります。その時にこの温浴施設と柴山潟、それから街づくりということで、地域の人に何か誇りを持ってもらったらいんじゃないかと。すべて先ほど来のお話を聞いておりますと、やはり、その地域の誇り、個性を取り戻すというのが、たぶん政策目標になっているんだろうと思います。

単なる「宣言」ですと、必ずしも条約はいらぬわけですし、平和が大事だという宣言をすればいいわけです。それを国会で議決を経たと、条約も議決を経たと。今、民主党と自民党となっていますが、国会で事を通すというこの力を使うということは、法律事項、条例事項というものは必要なわけです。これが何だろうか。

理念に近いところもありますが、私は地域の誇りだとか個性の発揮というようなところにかなり強い公益性を認めなければならなくなってきたんだろうというふうに理解しています。この片山津の地区の誇りを取り戻すためにラムサール条約の登録湿地というのを一つの運動にできないか、というふうに思ったわけです。

前置きが長くなりました。それで片野鴨池と柴山潟、あるいは先ほどの木場潟、全体をわかっていたかと思いますが、北潟というのが福井県にあります。この片野鴨池というのが、この点々の赤い印で付けてありますが、これが江戸時代から維持してきました片野鴨池と。隣に湖が見えるのは、これはため池で農業用水。考えてみたら、こっちも湿地ですし、ワイズユースという意味では農業用水自体ワイズユースをしているわけで、どうしてこれを登録湿地の、片野鴨池のついでに入らなかったのかなと思います。時代がたぶんこのラムサール条約を締結し、第二陣として鴨池等が対象になる、社会が変わってきたころには、やはり鴨池ということの個性といいますか、これが非常に人目を引いたんだろうなあというふうに考えています。

1688 年から続くワイズユース～坂網猟

この片野鴨池の暮らし方というので 16 世紀中ごろに、「砂で谷が埋まり」と。これは谷間とかではなくて、もともと加賀越前海岸というのは砂丘地帯でしたから、風がひとつ吹けば村が一户終わってしまうというような語り草があるぐらい砂地であったわけです。その中に鴨池が誕生したということでして、江戸時代に 1688 年に坂網猟というのが始まった。これはどういうことかと申し上げますと、これまた順番が引っくり返るようなもので触りませんが、加賀・前田藩の 100 万石の支藩として、私の方の加賀市が 10 万石の大聖寺藩になりました。その大聖寺藩で侍が釣りに行った帰りに、カモを見つけて、その釣り道具でカモを捕獲したということから、武士の鍛錬としてやったというふうに伝承されていますが、やや少し違うのは、江戸時代はやはり鉄砲を使うか使わないかと。今、私どももイノシシの問題で大変苦労していますが、害獣であるわけですね。イノシシを捕獲するという意味では百姓には鉄砲は許されていました。しかし鳥を捕まえるというのは、これまで武士の鍛錬である鷹狩ですとか、吉宗の時代には有名ですが、雁場を捕獲するためには生物の頂点であるところの猛禽類を保護するためにはそのエサとなる鳥を百姓に殺させないというのが江戸時代の政府でしたから、鳥は鉄砲ではまかりならんと、こういうことのようにです。

しかし加賀市の大聖寺 10 万石ぐらいになりますとそこまでのご意向が届かなかったのだらうと思います。坂網猟という形でカモもここにいれば鉄砲で命まで取られないというようなことがあったのだらうと思います。

それから江戸時代から明治に入りまして、武士だけではなくて民間にも開放されて、捕鴨猟協同組合になる。これは現在もその後身の形はありまして、加賀市で捕獲の許可を出しているわけです。去年の件数ですが、現在 200 羽ぐらいしか鴨が捕れません。鴨料理というのが郷土料理としてあります。合鴨じゃなくて本物の鴨ですから。これを料理して、フランスのツール・ダルジャンみたいなことに、ワイズユースできないかと思っているのですが、なかなかコマースベースでうまく行かないということで、今工夫をいたしております。

後は皆さんの参考事例になればということで、この「ふゆみずたんぼ」ですとか「子どもの教育」ですとか、どれも皆さん自分たちのことだと思ってやっておられると。

話題提供ですが、戦後 GHQ が入って来ました。その時に有名な中将が片野の鴨池にカモ

がいるというので鉄砲を使ったと。というので、ひと冬鉄砲を使いますとカモは寄って来なくなりしますので、村田安太郎という、今の加賀市でいえば助役に当たる人ですが、東京のGHQへ直訴して行ったということで、大変誇りに慕われている方です。GHQにはオースチン博士という鳥類学者がいて、その方の口添えがあったと聞いております。

しかしここでまた少し褒め過ぎになるのですが、日本の鳥獣類保護の鉄砲の使用禁止というのも先ほど来申してきましたように、百姓は鉄砲を害獣駆除のために持っていました。大変たくさん持っていたので、本当に鉄砲を禁止したのは戦後です。それはGHQの威力をもって治安当局がやったと言われております。ですから半分非難はしているのですが、半分鉄砲が使えなくなったのも戦後だというふうに私どもは理解しております、その伝統の中で坂網猟というものをこれからも維持していきたいと思っております。

柴山潟の追加登録に向けて

それで片野の鴨池は個性が非常にありますから、このワイズユースの片野の鴨池登録湿地を基盤に、周りにも湿地帯がたくさんありますので、とくに柴山潟というものは政策目的を持って、地域の誇りとして登録湿地できないかということ、これから検討し、また環境省にもお願いをし、運動としてやっていけないかということが市長としての私の考えです。何かの参考にしていただければということでご報告させていただきました。ありがとうございます。(拍手)

笹川：お手元の資料では、マガン、ヒシクイがそのエサをどういうふうな範囲で捕っているかというようなスライドもございます。今、市長さんから柴山潟というふうなお話がありましたが、柴山潟には実際に鳥が鴨池からかなり移動しているという事実がどうもあるようでありますので、そういうことを前提にしてのお話だと思っておりますが、地域の中で登録湿地というものをどういうふうにして行くか。今、寺前さんが言われた言葉で言うと、「地域の誇り、個性を取り戻す」という文脈の中で地域づくり、町づくりと重ねながら登録湿地、もしくは今後登録湿地になる可能性のある湿地を見つけ活用していきたいと、こういうお話だったと思っております。どうもありがとうございます。

続いて、那覇市の仲村副市長からお話をいただきたいと思います。柴山潟が埋め立てられて今日に至っているといふうお話もありましたが、那覇では「満々と水をたたえている漫湖」というものが、やはり埋め立てられ、今日のような姿になりました。現在は市街地の中にある非常に貴重な湿地と、いうことで、保全だけでなく再生事業にも取り組みながら、地域の活性化とつないでいく取り組みが、今、進みつつあると、うかがっています。では、仲村さん、よろしく願いいたします。

市町村の事例報告 2

「漫湖における保全活動と住民の取り組み～マングローブの影響とその管理について～」 那覇副市長 仲村家治

仲村家治：那覇市の仲村です。漫湖の条約湿地は行政区が那覇市と豊見城市と2つの地域にまたがってしまっていて、本日は、両市を代表する形でお話いたします。

河口部に位置する沖縄島内でも最大級の干潟～漫湖

この写真は、上流の方から漫湖に臨んでいる写真ですが、漫湖は、国場川と饒波川（のはがわ）が合流した河口部に位置しています。この漫湖は沖縄島内でも最大級の干潟の一つです。

都市の中に深く湾入し、これだけのオープンスペースが存在していますが、それ自体が物理的にも貴重なものだと思います。周囲の大部分は道路、公園、住宅など、都市の人工的環境が迫っていますが、一部には自然の岸も残っています。とくに岸にはヨシ原などがあり、干潟には大量な底生生物が住み、渡り鳥の渡来地、越冬地として重要な中継地です。都市の中に取り囲まれるように位置している干潟です。

東アジアとの交易の拠点と埋め立て、マングローブ～漫湖の歴史

これは琉球王朝時代の絵図です。

漫湖の河口に当たる那覇港、下の部分ですが、これは中国と東南アジアとの交易の船の出発点にと開いた港、それが始まりです。

「漫湖」という名前は、1600年代後半に中国、当時の清朝からの冊封使が沖縄、琉球に来た時に、雄大に広がる美しい湖面を見て、「満々と水をたたえた湖」という意味でつけた名前と伝えられています。

琉球王朝時代から、久米村の埋め立てや、長江堤の建設などが始まりました。少し見づらいたとは思いますが、島と島の間をこのようにつないで、地面を広げ、1926年に「那覇市」の市制を施行しています。

この写真は戦時中に米軍機の偵察機が空撮をした貴重な写真です。ほぼ自然状態の漫湖の形が写真で確認できるのは、これが一番古い写真だと思います。とくに河口付近にあった奥武山（おうのやま）、今はセルラースタジアムという野球場ができていますが、戦前までは小島でした。戦後すぐに埋め立てが始まり、河口が狭められて、ほぼ現在の状況になって行く様子がわかります。

これは、マングローブについてです。1970年代より人の手により植栽が行われ、1991年には市民運動の一環として植栽が積極的に行われました。都市空間に緑地を増やし自然度を高めようという主旨で取り組まれたわけですが、その最初の写真だと思います。

漫湖保全の取り組み

漫湖の保全についての取り組みですが、漫湖が渡り鳥の中継地として国内的にも国際的にも重要な場所であり、保全や保護が必要であるという共通の認識が形成されたことにより、ラムサール条約湿地として認定をされました。埋め立て等の直接的な開発はなくなっています。しかし、周辺地域の市街地化や開発による土砂の流入、周辺の建物の老化と高層化、橋梁による面と空間の分断、泥の堆積、植栽したマングローブの繁茂と湖面への進出、また漫湖の水質の汚濁と上流域からのゴミの漂流などの問題があります。こうしたことはかなり以前から指摘されてきたことであり、漫湖の自然への人的圧力は圧倒的に進んでいます。

現在ある漫湖水鳥・湿地センターの開設時の写真です。左側の赤い屋根がセンターですが、目の前にある緑の帯はすべてマングローブで覆い尽くされています。

センターの運営委員実行委員会としては環境省が事務局、沖縄県、豊見城市、那覇市が委員で、運営しています。漫湖は国場川の河口にある河川の下流に位置しているので、河口域のみの対策では浄化できません。そこで、「国場川流域市町村水系連絡協議会」を立ち上げ、上流中流域の市町村と連携し、水質調査や「国場川みずあしび」としての清掃活動等を行うことでそれによる浄化意識の普及に努めてきました。

NPO への支援はラムサール条約湿地登録後に那覇市が事務局となり、「NPO 漫湖自然環境保全連絡協議会」を立ち上げ、「漫湖を知ろう」という視点で活動を行っています。国や県との取り組みですが、沖縄県による環境再生事業を引き継ぐかたちで、現在は環境省による鳥獣保護区における保全事業が行われています。生息環境の改善を図るために鳥獣保全事業を行い、それに行政として沖縄県、豊見城市、那覇市が検討委員となり事業へ携わっています。水質については、最近は、かなり回復しています。また上流域からのゴミの漂着についても一時期よりだいぶ減少しています。

渡り鳥の飛来数減少とその原因

漫湖における第一の問題点は、ラムサール条約湿地登録に至った渡り鳥の飛来数の減少、そして渡り鳥が利用する干潟の面積が減少していることです。

1980年代には、漫湖の泥は柔らかかったんですが、マングローブの繁茂によりだいぶ硬くなり陸地化が進み、渡り鳥のエサ資源が変化しています。2001年ごろには、マングローブの増加によってヨシ原が減り、土の中の底生生物の種類も変化しています。漫湖にヤンバルクイナに似たような「バン」という、飛べない鳥がいるんですが、そのバンもだいぶ少なくなっています。その原因としては、陸地化によりマングースや野良猫などがこのマングローブに進出して、野鳥等が近づかなくなったということがあると、考えられています。

2002年には饒波川（のはがわ）の浚渫によってヨシ原の損失が発生しました。湿地性の鳥はいなくなりました。水面部分をエサにする鳥たちはいますが、水面が汚れると内陸性の鳥が増える傾向にあります。

このグラフは鳥の飛来数の変化を示したものです。左側は漫湖の表で、右側の表が日本全

国における飛来数の変化状況です。これを見ると一目瞭然ですが、全国の変化と比べて、漫湖では激減しているという結果が出ています。

ラムサール条約湿地登録後に、環境省の「鳥獣保護区における保全事業」が始まりましたが、河川の流量の減少、土砂の堆積およびマングローブの植栽後の過剰な繁茂による影響が続いています。そして、干潟面積の減少とシギ類の飛来数の減少が無視できない状況になっています。

土砂堆積についてはさまざまな要因が指摘されていますが、現状では土砂の堆積とマングローブの繁茂による陸地化への対応が急務です。渡りをする鳥にとってマングローブの中は利用しにくい環境なので、漫湖におけるマングローブは管理する必要があると考えています。

環境省保全事業後の継続的な管理のあり方についてお話をいたします。

今後は、いかに地域の人々との合意を得ながら住民参加を促すことが重要と考えています。那覇市と国場川流域市町村で作る「国場川水系環境保全推進協議会」として、流域市町村での水質調査を行っています。土砂流出の発生源対策としては、赤土などの流出防止への普及啓発が、今、急がれています。地域市町村ともに行っている「国場川水あしび」や漫湖自然環境保全連絡協議会で「チュラカーギ作戦」の清掃時に、マングローブの種子の除去、また伐採マングローブの新芽の除去などを、参加者に行ってもらおうようにしています。

「漫湖の利用についてのルール作り」～漫湖のワイズユースについての取り組み

ワイズユースについての取り組みとしては、その前段階として、「漫湖の利用についてのルール作り」のためワークショップを行う予定です。これまで水面の利用については、水鳥の飛来数の減少への配慮から自主規制としてその利用を制限してきました。

今年、カヌー利用など、他の関係者から水面利用の要望等が出ました。これを機会に漁協等も含めて関係各者で、さらに対話し情報を共有し、ワークショップを行う予定です。保全活動との調整なども工夫しつつ、漫湖の在り方を、ラムサール条約の三つの柱である、保全・再生、ワイズユース、CEPAに照らしながら検討していきます。

沖縄のセンターとしての拡充

またはセンターの在り方については、湿地の保全を行う上で、「加賀メッセージ」にある拠点づくりとしてのセンターの在り方を検討していきます。県内唯一の水鳥・湿地センターなので、漫湖だけでなく、慶良間諸島のサンゴ礁、久米島の溪流、石垣島の名蔵アンパルなど、漫湖以外の県内のラムサール条約登録湿地の連携の場としての機能の検討も深く必要とされています。

これまでもラムサールセンターと共催し、「KODOMO バイオダイバシティ」活動を漫湖や久米島で行ってきましたが、今年の7月 17、18 日に漫湖で沖縄県のラムサール条約湿地を守る「子ども環境会議」が初めて開催されました。その大会で子どもたちが大会宣言を出しまして、「命が集まるぼくらの宝（湿地）をみんなの力で守ろうよ！自然の声に聞き耳を立

ててみよう。信じてるよぼくらのすみか守ってくれるって」という「子ども宣言」が採択されました。私も参加しましたが、その中で、子どもたちと一緒に話をしました。「一度壊した湿地は元に戻すためには莫大なお金と時間が必要ですね」「その中で皆さんと一緒にこの大切な自然を守っていきましょう」と。そして子どもたちの会議の中でも「政権交代」という言葉が出てきましたけれども、大人ができることは時間的にわずかしかなかった。大人がやれることをしっかりやりつつ、子どもたちと共同していく、そのことが次の世代を育てるうえで大切です。子どもたちが私たちの後を継いで、湿地の保全活動が30年、50年後と継続されることを互いに誓いました。

ここ高島市で「KODOMO バイオダイバシティ」が開かれます。次の世代との連携を持つ機会として、明日の「子ども環境会議」を大変楽しみにしております。どうもありがとうございました。(拍手)

笹川：ベトナム、香港、沖縄、長崎と広がる端午の節句行事である「ハーリー」が、那覇地域で最初に行われたのも漫湖だと伺っていますが、歴史的な地図も出していただき、大変勉強になりました。今後、そういうことも勘案して、保全や再生を進め、活用も図り、ルール作り、ワークショップも行っていく。子どもたちを大切にしながら、おとなたちと子どもたちが一緒に働き、楽しみ、考え、歴史が引き継がれ、次世代が育っていく。そういう、さまざまなことが、これから漫湖で進んで行くということを示唆していただいた報告だったと思います。仲村さん、どうもありがとうございました。

ではその次に、釧路の蝦名市長の報告です。釧路は先ほど来何度か申していますけれども、名執さんの報告にもありましたが、釧路湿原が登録湿地の第1号ということもあり、またトップ会合、ラムサール条約締約国会議が開かれたのも釧路市であったということで、いわば釧路市はラムサール条約の関係市町村の長男というのか長女というのかよくわかりませんが、一番上のというのか、そういう大先輩ということになるわけで、そういう点で最近阿寒町との合併ということもあって、今2つの登録湿地が釧路市という中にあるわけですが。そういう中で今、どんなふうになっているかご報告をいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

市町村の事例報告3 釧路市長 蝦名大也 「国際ブランド『くしろ』とラムサール湿地の活用」

蝦名大也：釧路市の蝦名です。第2回目の学習・交流会には是非参加したいと思っておりましたが、明日から地域のお祭りがあるものですから、本日のみ出席させていただくようになりましたので、よろしく願い申し上げます。

冷涼で霧の多い街、世界三大夕日の景観～釧路市の地理と気候

釧路市は北海道の東部、太平洋側に面した市として、大変涼しく、冷涼な気候の地域です。8月の最高気温の平均が20度ぐらい、最低は15.8度です。これを言うと寒いと思われるかもしれないんですけども。実はちょうど今年の7月から釧路市役所でもクールビズを導入しました。というのは6月の末に32.4度という過去最高の記録を更新したので、導入したところでもあります。

そうしましたところ北海道新聞、これは京都新聞のように北海道で一番読まれている新聞ですが、その囲み記事で「暑くないけどクールビズ」と書かれるぐらい冷涼な気候で知られている所です。大変過ごしやすい気候の地域として、基幹産業は水産業、製紙業、そして石炭産業に加えて港湾、こういった産業により北海道の中核都市のひとつになっているわけです。

先ほど霧の絵が出てきましたが、霧の大変多い所で、地元では「ガス」（濃霧）と呼んでいます。釧路では26年前に釧路の若手、青年会議所の方々が中心となって「霧フェスティバル」を行っています。これは、霧というのはどちらかというとマイナスのイメージがあるわけですが、その霧にレーザー光線を当ててフェスティバルを行おうというもので、毎年7月に、このマイナスをプラスに変えるという発想の下、行っているところです。

そして次の写真ですが、これは市街地の夕日の景色ですが、インターネットで検索するとき、GoogleでもYahooでもいいんですけども、「世界三大夕日」と検索していただきますと釧路市が出てくるということです。どうしてそういうふうになっているかは良くわかりませんが、インターネットにも出てくるというぐらい夕日でも有名な街です。

今年、ラムサール条約湿地に登録されて30周年の釧路湿原

そしてラムサールについてですけども、ご案内の通りに30年前に初めてラムサール条約の登録湿地となったのは、この釧路湿原です。それと今、お話しがあったように阿寒国立公園とあわせて2つの国立公園を持っている市です。また、釧路を含めた釧路根室管内という言葉があります。北海道は日本の面積の22%を有し生活圏域で6つに分かれています、その一つが釧路根室管内です。この釧路根室管内は、今、この釧路湿原も含めて、全部で6カ所のラムサール条約登録湿地が集中している地域です。

今日は私どもの地域の中で取り組まれている「ラムサール湿地の活用と国際ブランドくしろ」、これからの地域活性化を踏まえた国際戦略としてのワイズユースの事例について、これまでの30年間を振り返りつつ事例紹介をしながら、地方での地域課題について考えていきたいと思っております。

釧路湿原と阿寒湖の成り立ち

これは現在の釧路湿原です。最も奥まったところで海岸線から約40キロ内陸に入り込ん

だところから湿原が始まっています。ここは太古の昔、海が広がっていた所として、氷河期の後、地球上の気温が上昇し、海水面の上昇とともに内陸への海水の侵入が始まって湾が形成されました。そして大体 4,000 年前には川によって運ばれた土砂によって徐々に湾が閉じるとともに湖沼が点在する泥炭地や大きな沼に変わってきたのが釧路湿原の始まりになります。

また、千島火山帯の活動によりできたのが阿寒湖国立公園で、阿寒・屈斜路・摩周湖を中心に火山と湖がいくつも隣接して作られた地形でありまして、このような地形は全国でも大変貴重なものの一つです。トドマツやエゾマツが生い茂る森林ですとか、湖沼には北方圏ならではの動植物の生態系が見られ、エゾシカ、ヒグマ、キタキツネな多彩な哺乳類が生息しています。

イトウ・マリモ・タンチョウなど釧路湿原や阿寒湖に生息・生育する動植物

これはエゾシカですが、先ほど加賀市長さんのお話にもありましたが、本州ではイノシシの被害などもよく言われていますが、北海道ではエゾシカの被害が一番で、今、大変な状況になっております。

ちょうど昭和 60 年代ごろですが、エゾシカを保護しようという北海道庁の方針の下で、その当時は 15 万頭ぐらいと言われていたのが、今では 64 万頭までに増えてしまいました。シカの被害ではなくてシカの災害だとか言われるほどになってしまいました。そういった意味では本当に 1 カ所だけに注目するのではなくて、大きく全体を見ながらさまざまな自然と付き合っていくということが必要なんだろうなあと、考えているところです。

魚ではまぼろしの魚と言われてますイトウ、釧路ではこのイトウが湖ですとか、川に住みついておりますし、先ほども映像に出てまいりましたが、阿寒湖には特別天然記念物のマリモが繁殖しておりまして、自然が作り出したさまざまな造形美が多くの観光客の心を引きつけています。

私たちが湿原の保護の歴史を語る上で忘れてならないのは、特別天然記念物のタンチョウです。明治以降の開拓や乱獲によりまして一時は絶滅したと思われていましたが、1925 年、大正 13 年に湿原の中で十数羽ですが確認されたわけとして、このタンチョウが巣を作る場所である湿原を守っていこうという意識が、この十数羽を発見して芽生えてきたわけです。その後、タンチョウとともに湿原の学術的価値も評価されまして、湿地の一部も釧路湿原として特別天然記念物に指定され、現在までの保護の動きにつながってきたところです。地元の人々の懸命な活動のおかげで、タンチョウも現在では、1,000 羽を超えておりますが、このタンチョウを絶滅から救ったのは、地域住民から献身的な愛護の手が差し伸べられてきたからですが、ほかにタンチョウにとって格好の生息地であった広大な湿原が手付かずのまま残っていたということも、大きな要因になると思っています。

自然と共生してきたアイヌの人々が暮らす阿寒湖畔

北海道の自然の中で生きるためには自然との共生が大切ですし、自然環境をどのように利用して暮らすかということは、古くから住民たちの生きるための知恵でありました。北海道の各地に昔から住む人々、先住民族と言われていますが、先住民族については先般、国連の先住民のための決議もいただいておりますので、そういう点では日本も先進国の仲間入りをしたと思っているわけですが、このアイヌの人たちが居住している土地の一つに阿寒湖畔がございます。

このアイヌの人たちは自分たちが住む土地を「人間の静かな大地」、アイヌの言葉で「アイヌモシリ」、周りの自然界を神々と考えてみんなの神様を意味する「カムイ」とみなし、自然の恵みに感謝し、自然と共生する道を選び謙虚な暮らしを営んできたわけです。アイヌの人々はずっと狩猟とか採取、いろんな植物を採ったり、漁労の民でもあったわけで、クマとかタンチョウ、マリモをはじめ、自然界に存在するすべての物事に畏敬の念を抱きながらその恵みを生活の中に取り込み利用してきたわけです。

貴重な動植物の生息地であり、開発等から守られた釧路湿原の中心部

釧路湿原の特徴は豊かな生物多様性が見られることで、日本よりも北の地域、もしくは寒い地域に分布し、日本では釧路湿原でしか見られない生物がいるという特異な動植物相を示していることです。

また氷河期に生息して、その後の温暖化とともにほとんど姿を消した種が、今でも一部の冷涼な場所で生き残ってしまっていて、この写真にあるようなキタサンショウウオ、またエゾカオジロトンボなど北方遺存種も釧路湿原で見られます。

このように数多くの貴重な動植物が生息する釧路湿原が現在まで残った背景には、さまざまな理由が挙げられます。それは湿原は広大で、しかも湿原は水浸しということで、奥まで人が入り込めなかった。そして農業用地や開拓のための利用が極めて難しかった結果、長い間利用のために人の手が入ることがなかったということですが、ある意味ではマイナスがプラスになったということです。

この結果、湿原のほとんどは開拓されず手付かずのままで残ったわけですし、その生態系の重要性というものは、つい最近まで一部の研究者や自然を守る愛好家の方々が知るのみだったということです。地域の開拓の歴史の中で、湿原の周りは宅地ですとか農地への転化、転用されていったわけですが、湿地も灌漑排水して利用できる土地に変えたいという考えも沸き起こりました。とくに列島改造論の時は、日本中どこでもそのようなめちゃくちゃな考えが起きていましたが、釧路湿原も同じでした。

私もその当時のパンフレットを見ましたけれども、先ほどお話した摩周湖というのは弟子屈町にありまして、その隣に標津町というところがあるんです。大体 40 キロ離れている所ですが、その弟子屈町では何もないところに砂利を引くんですね、湿原の中にズズッと。上から写真を撮りますと舗装道路のように見えるんですね、航空写真を見ると。そしてこの

土地を販売するのに、摩周湖から車で数十分の地の利を PR して、本来なら一丁一反とかそのぐらいの単位でしか売れないものを、坪単位で売っていたという歴史もあったわけです。そういう点では人が関わった本当にひどい流れの歴史が過去にあったんだということも認識しておかなければなりません。

80 年登録、93 年締約国会議開催を契機に「国際ブランド・釧路湿原」へ

このような中で 1980 年にラムサール条約登録湿地に指定され、1993 年に釧路でラムサール条約締約国会議が開催されまして、これらを契機に具体的な変化の他に目に見えないさまざまな変化が出てきたところですので、そのいくつかを紹介させていただきます。

多くのメディアで釧路湿原が取り上げられ、日本国内、海外にも釧路と釧路湿原の名前が広く知れわたりました。訪問客も増加しました。これがいわゆる国際ブランドとしての釧路湿原の始まりです。これに連れて、不毛の大地、迷惑な場所でしかなかった湿地を地域の誇りに感じる住民も多くなったところです。

湿地を素材としたツアーが企画されるようになり、観光客に対しても環境学習の機会が増えるようになりました。このためにエコツアーですとか、観光や活動を支援するエコミュージウムなど、湿地関係各種施設の整備も進みました。自然解説ガイドや、清掃活動などさまざまな形で参加するボランティアの活動も盛んになり、これを実現するために湿地に関わるいろいろな案件、いろいろな解決方法について、今までどちらかと言うと疎遠であった行政と民間の連携がさらに活発になりました。

ラムサール条約の精神であります、「湿地の賢明な利用(ワイズユース)」という考え方が、地元や地域の方々にも徐々に知れ渡るようになり、行動する場合にはまずこのワイズユースを念頭にものごとを考える人が、本当に少しずつではありますが増えてきたという実感があります。

釧路国際ウェットランドセンターの設立

ラムサール条約締約国会議を契機として、この地域に根付いた湿地保護の思想というものを、具体的な環境保全活動の取り組みとして発展させるために、内外の関係機関との連携を行い、湿地の保全と利用に関する地域の知識、または経験、こういったものを蓄積しながら、統合し、成果を地域や世界に還元していくために「釧路国際ウェットランドセンター」が設立されることになりました。これらの目的を達成するため、湿地保全に関わるセンターの活動も常に海外を視野に入れ、情報発信や国際支援活動も行っているところであります。

この組織ですが、地域の市町村ですとか北海道庁、環境省、教育委員会、高等教育機関、または経済界を代表する商工会議所などが構成団体でありまして、国内の NGO と連携して 1995 年に設立されたものであります。

主な活動は、湿地保全の普及啓発活動やイベント、エコツアーの企画運営、出版物の発行のほか、地域独自の取り組みを生かした JICA 研修の受入や国連の環境分野の研修のホスト

地としてさまざまな国際協力を行っているところです。

海外の研修員に湿地生態系保全に関する研修を受けさせる意味では、これまで 42 カ国、220 人以上の発展途上国で政策決定に関わる政府の中堅職員が参加していますが、お国に帰ったあとの将来が楽しみな方々が研修を受けています。また国際会議の開催や、オーストラリアの姉妹湿地とも技術交流や情報交換を行うなど、環境保全活動においても湿地の持つ国際的に重要な存在意義を十分に活用しているところです。

北洋漁業、酪農、港湾、エコツアー～さまざまある湿地のワイズユース事例

地域における湿地のワイズユースの一例として、釧路市の基幹産業を若干お見せいたします。太平洋に面した釧路は江戸時代末期から漁業が大変盛んな所で、沿岸漁業や北洋漁業、なかでもタラ、イワシ魚が盛んです。この産業を支えてきたのが湿原の水の恵みにより発展してきた釧路市の河口に開けた漁港なわけです。

また湿地の周りで行っている農業ですとか酪農業。この酪農業の生産額は、釧路のみならず東北北海道という大きな枠組みで言いますと、生産額は約 5,000 億円になっていまして、とくに釧路の周りの農業というのは酪農が中心で、日本の牛乳の 40%をこの地域で生産しています。ですから高級アイスクリームで有名なハーゲンダッツジャパンが原料としている牛乳もこの地域のものですし、カルピスなどの原料もこの地域で調達されています。

港湾ですけれども、これは港湾施設が農業生産の最終的な支えとなっているわけで、物流拠点として農産物のターミナル的な役割も担っているということです。そういった意味でラムサール条約から見ますと、港は河口に開けた湿地という所でもあるわけで、湿地の恵みをいろいろな形で十二分に受け取っているのが釧路市という姿が見えてくるわけです。

この写真は、釧路湿原国立公園の木道から見える景色です。国立公園の面積が 2 万 6,800ha。低層湿原ですので、アフリカのサバンナのようだとされるくらいです。

そして次は、この湿地の低湿地帯の風景。日本では昔は、全国各地でこういう平野がいたるところに見られていたとわけですけれども、先ほどもお話しがありましたが、水田を耕すとか、住宅地などにみな取って変わってしまったわけですが、一方、釧路ではこういう素晴らしい湿原がほぼそのままの姿で残り、間近に見ることが出来るということです。

海外からこの湿地を見に、多くの観光客が訪れています。今朝もニュースで中国からの観光客が、釧路管内で大体 10 倍ぐらいに増えているという話しが出ておりましたが、アジアの方々がたくさん来ています。中国の映画のロケ地になったということがブームとなって爆発的に増えていまして、単純に買い物に来るだけでなく、カヌー、ボートなどなど、エコツアーを求める外国の方々が多くなってきています。

そういった意味で海外からエコツアーなど、素晴らしい自然環境を求め楽しむために来る方がいるということを念頭に置きながら、こういった潜在的なポテンシャルや需要というものを考えて、しっかり受け入れの体制を改善していくことがこれからはエコツアーにおいても重要になってくると思っているわけです。

釧路管内 8 市町村には、釧路湿原を初めとして阿寒湖、厚岸、別寒辺、釧路湿原、霧多布

湿原という4つのラムサール条約湿地がありますが、このすべての湿地は1日で移動できる圏内にあります。これからもさまざまな方々と連携を取りながら、世界中の人々の多様なエコツアーのニーズに対応していきたいと思っています。また、日本の中でも湿地のワイズユースの拠点として、これまでの30年を踏まえ、そして新たなことにも踏み込んでいきたい、このように考えているところです。(拍手)

笹川：蝦名さん、ありがとうございます。南の那覇から釧路に飛んだわけですがけれども、聞くところによると那覇は沖縄県の昆布の消費量が日本にきたので、釧路はその昆布の生産が非常に多く、その途中に加賀市の北前船とつながっていたと、昔からつながりがあったということが3カ所のご報告で伺えました。

今度は太平洋側でありますけれども、大崎市にお話いただきたいと思います。大崎市は釧路と同じように合併によりまして条約湿地が2カ所になって、そういう中で新たなチャレンジをしているということです。大崎市の伊藤さんよろしくお願ひいたします。

市町村の事例報告4 大崎市長 伊藤康志 「湿地のワイズユースと地域の活性化～宮城県大崎市の取り組み～」

伊藤康志：宮城県の大崎市長です。今日は大崎市の活動や取り組みについて報告する機会をお与えいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

東西に80kmと長く多様性を持った大崎市

湿地のワイズユースと地域活性化の大崎市の取り組みの報告を申し上げたいと思います。この地図をご覧くださいますように、大崎市は4年前に合併し、大変に東西に長い合併市が誕生しました。7つの自治体が合併したんですが、西は奥羽山脈を経て、秋田県、山形県とつながっていますし、東の方は松島湾の手前までで、面積で800km²、人口14万。この規模は合併市にはそう珍しくないんですが、珍しいのは東西に80kmありますので、大変に東西に長い分、多様性を持った新市が誕生いたしました。

西の方は温泉で有名な鳴子温泉があります。温泉番付、東の横綱です。温泉も湿地だということをご紹介いただきました。東の方にはこの後、お話しします蕪栗沼だとか、化女沼にラムサール条約湿地があります。

この大崎地方に母なる川が2つございまして、その川に抱かれて大崎耕土、ササニシキやひとめぼれの誕生の地であります。大崎耕土という仙台平野まで最も豊かな伊達政宗が自分で直轄地にしたというぐらい豊かな所です。この大崎市が誕生した所です。

周辺に水田がある蕪栗沼、ダム湖の化女沼～江戸時代からの水田開発の歴史

今回ご報告しますのは、その大崎の東の方にあります蕪栗沼、化女沼。化女沼というのは、

これはラムサール条約湿地の中では珍しいダム湖なのですが、治水と農業用水の補助ダム湖であります。ダムというのは開発で環境保全の敵、政敵のように思われているんですが、ここでは非常に渡り鳥や、生物多様性の宝庫になっております。蕪栗沼はご案内の通りに田んぼに囲まれた浅瀬の沼でして、もともとはこういう湿地や沼は、宮城県は全国の中で最も多い地域の一つでした。この蕪栗沼や化女沼だけじゃなくて、大崎をはじめとして宮城県の北部には沼だとか崎だとか、谷地だとかいう地名がまだいっぱい残っています。伊達政宗の時代に、独眼竜政宗で有名になりましたけれども、この人は大変に経営戦略に長けた武将だったようです。禄高 62 万石ということですが、実高 100 万石だと言われていまして、それをこの宮城県の大崎をはじめとする県北地方の新田開発で、こういう湿地や沼を全部、開墾して土地改良事業、農業土木事業を行って田んぼに作り変えました。その実高、増えた分の 40 万石を江戸に運んで、当時江戸市中の 3 分の 1 ぐらいを占めたとされるぐらい、本石米の産地だと言われる上に、さらに野心を抱いて、ローマ法王に謁見させよう、スペインから軍隊を送ってもらって日本を制圧しようという志を持ったぐらい、新田開発で非常に懐具合は豊かになったんです。こういう湿地や沼は当時の 9 割ぐらい変わってしまった中で、この蕪栗沼は遊水地、化女沼は農業用水のダム湖ということですが、今は渡り鳥とあるいは周辺の水田と、まさにワイズユースで共生共存している状況をご報告申し上げます。

10km 四方にある 3 つの条約湿地

これは全国の条約湿地であります。宮城県大崎市に 2 つ、蕪栗沼と化女沼がありますが、すぐ隣に、栗原市、登米市にまたがっております伊豆沼・内沼。これは日本で釧路湿原に次いでラムサール条約湿地に登録された所です。この 3 カ所が 10km 四方ぐらいでつながっているという、全国でも世界の中でもあまり例のない地域です。渡り鳥が 1 日羽根を休めてエサを採りに行動する範囲というのは、マガン類では 10km から 15km とされていますので、ちょうどその範囲に 3 つの条約湿地があるという意味で、非常に珍しい状況です。この 3 つが連携していくことは、渡り鳥にとっては非常に都合がいいということですので、渡り鳥に学びながらこの 3 つの条約湿地もこれから連携をしていこうと。

湿地が連なっている、開墾、開田して田んぼがある、エサ場があるということで、シベリアからの渡り鳥、とくにガン類は日本に 20 万羽ぐらい来ると言われていますが、そのうち 8 割ぐらいがこの 3 つの湿地に飛来します。14~15 万羽観測されています。これは、この地域の特徴です。

ラムサール条約に蕪栗沼だけでなく周辺の田んぼも含めて登録したのは、日本でも、世界でも初めての所です。2005 年に登録されました。

ワイズユースを調査研究し、つなげていくための「大崎市マガンの里づくり研究会」と「蕪栗沼・周辺水田保全活用計画」

この「蕪栗沼・周辺水田」は、沼のみならず周辺水田が登録されたので、この機会に水田

の周辺水田をどう活用するか、連携するかということで、地元の NPO や農業者、農協、土地改良区、行政などが構成メンバーとなって、「大崎市マガンの里づくり研究会」というのを立ち上げました。ワイズユースについて幅広い視点で調査研究を進めてきたところです。

その調査研究のまとめとして、先ほど来ご紹介、ご評価をいただいておりますが『蕪栗沼・周辺水田保全活用計画』というのを策定しました。湿地の保全が動植物の生息地として重要なというだけではなくて、私たちの暮らしを支える大切な資源であるという観点から資源を守ることと、資源と農業、経済がつながって、交流やら学習活動、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを活用して行く、ワイズユースにつなげて行こうということの活用計画を策定して、次の世代につないで行こうというものです。

ワイズユースの取り組みの一つ「ふゆみずたんぼ」

その代表的なものが「ふゆみずたんぼ」の取り組みです。蕪栗沼はその周辺のたんぼに抱かれておりますので、その周辺のたんぼと一体的にということ取り組みしています。小さな湿地に、先ほど申しあげましたようにたくさんの渡り鳥、ガン類が来ますので、周辺のたんぼに水を張って冬季間、渡り鳥の分散を図るということで鳥と自然、自然と農業との共生を目指した取り組みということなんです。

交通の便が良い化女沼、保全された蕪栗沼－互いに切磋琢磨している条約湿地

そのもう一つの条約湿地の化女沼は 2008 年、蕪栗沼の 3 年後に登録されました。ここは先ほど申しあげましたようにダム湖だということと同時に、日本に飛来する亜種ヒシクイのほとんどがここに飛来して越冬するという。それと交通の便が良いというのが、この化女沼の特徴です。近くには、高速道路や縦断道路、新幹線があります。こういう湿地だとか環境保全地域というのは、比較的アクセスから遠い所が多いんですが、化女沼の特徴は非常に交通アクセスに面している。ですから 2 つの条約湿地が、非常に保全された地域と、アクセスの非常につながっている地域と、その違いもあります。

私も登場していますが、左から 2 人目ですが。化女沼の兄貴分の蕪栗沼・周辺水田同様に、保全活用計画を策定するために現在 NPO や周辺の住民の方々と活用研究会を立ち上げ、調査・検討を進めているところです。同じ市に 2 つの条約湿地があつて、2 つの活用計画の活動をしている NPO や各団体がありますので、学び合いながら切磋琢磨しながら役割分担、連携を進めているところです。この 2 つの条約湿地が先ほど来申しあげていますように、10km 圏内にあるということ、広い水田が近くにあつて渡り鳥がエサをとったり、相互に行き来して、春まで過ごしているということも非常に特徴ではないかと思っています。

動植物の生息、農産物の生産、環境教育、交流の場＝多様な役割を持つ沼や水田

沼や水田は単に動植物の生息の場、農産物の生産の場だけではなくて、ご覧のように子ども

もたちの環境教育の場にもなっています。

また都市と農村との交流の場として、グリーンツーリズム、首都圏の姉妹都市との交流なり、仙台圏との子どもたちの交流など、たくさんの恵みを共有させていただいているところです。

渡り鳥との共存共栄のために～食害補償条例の策定

しかし良い所だけではなくて、負の部分もあります。先ほど申し上げましたようにひと冬に10万羽以上の渡り鳥が来るということですので、その渡り鳥の負の部分の問題課題として、食害という問題があります。早い時期のは、カモによる稲の食害です。最近コンバインで刈るようになりましたから、食害はだいぶなくなりましたが、かつての「杭掛け」や「はさ掛け」時代の食害。また、最近では、転作での麦などの主要作物の発芽したばかりの新芽をついばむということで食害が出ております。このことは市の対策として食害補償条例というのを策定して、食害を受けた農業者の保護をしています。これも渡り鳥と共存共栄するための取り組みとなっているところです。

しかし自助努力として、例えば黒いビニールの旗などを立てて自己防衛策を立てている農家の方々もありまして、言われるほど大きな被害はさほど出ていませんが、食害補償条例を作ったの取り組みをご紹介します。

コウノトリやタンチョウも訪れる大崎のたんぼ

次の紹介、これはコウノトリですが、最近、シベリアから来る渡り鳥だけではなくて、国の特別天然記念物が訪れています。この4月から6月ごろまで約2カ月間、兵庫県豊岡市の、これは足輪から確認したのでありますが、コウノトリが2カ月ほど滞在していました。その前は、釧路から飛んで来たのではと思うんですが、タンチョウにもおいでいただきまして、これも3カ月ほど滞在していました。このように、最近シベリアからの渡り鳥だけではなくて、国内の貴重な特別天然記念物の鳥がたくさんおいでいただいておりますので、その意味からすると非常に大崎の有意性というのを渡り鳥や特別天然記念物が認めていただいたのではないかと歓迎しているところです。

「自然共生三志米（三姉妹）」＝ふゆみずたんぼ米、ゆきむすび、シナイモツゴ郷の米

続いて、「ふゆみずたんぼ」にしますと農薬を使いません。除草剤、殺虫剤を使わないで無農薬栽培をしていますので、たくさんの雑草が生えております。見る限りは美しいのですが、栽培する農家からすると大変に難儀でして、しかし最近はこの雑草を食材にして大いに活用しようという取り組みも出てまいりました。コナギを天ぷらにしたり、あるいは青汁を作るなど、湿地からの恵みの新たな活用の方法なども始まっているところです。

これは、真ん中が「ふゆみずたんぼ米」です。そして右の写真、これは「ゆきむすび」で、鳴子地域は従前良質米不適地だと言われました中山間地ですが、幸い技術と温暖化の影響で、非常においしいお米が取れるようになりました。左のものは、「シナイモツゴ郷の米」と言ひまして、これも天然記念物で採れたものです。現物も一つだけお持ちいたしました。こういう3点セットで、セットにして1キロ程度ありますが、これをセットにしてお土産、ブランドにしているところです。

あるいは地酒としてこのふゆみずたんぼ、ゆきむすびの地元の地酒の蔵元が7つありますので連携してお酒に活用したり、学校給食に活用したりしているところです。これは「自然共生三志米」ということで、販売しています。

ラムサールトライアングル＝伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼の連携

渡り鳥には行政区の境はございませんので、その意味では先ほど紹介いたしました兄貴分の伊豆沼・内沼などとの3つの条約湿地が連携して、「ラムサールトライアングル」としての連携を進めているところです。一緒になって連携をする、役割分担する、そして全国に世界に発信していきたいと、こう思っております。

地熱性湿地としての鳴子温泉

渡り鳥と共生する湿地としての水田の文化や、東西に長い本市において、その源流部であります地熱性湿地としての温泉郷もあります。温泉番付東の横綱に位置づいている鳴子温泉も含めて、エコツーリズム、観光の面でも多いに活用していきたいと思っています。

2つの条約湿地がもたらす、多くの湿地の恵みを食材や文化など多くの宝を市民が共有して、渡り鳥に選ばれた豊かな自然を後世に伝えて行くために多様な生物を育む湿地の保全活用を努めていきたいと思っております。以上、大崎市の「湿地のワイズユースと地域の活性化について」取り組みの一端を申し上げさせていただきました。ありがとうございます。(拍手)

笹川：隣の市町村との連携も含めておにぎりの形になっておりましたが、トライアングルということで、新潟市の方もこの会場にいらっしゃるわけですけれども、条約湿地は新潟市では1カ所ですが、まだ登録していない場所もあったり、いろんな所でこのトライアングルと言いましょうか、自治体を越えた連携というものが今後進んで行くかというふうに思います。それから先ほど来、出ております保全活用計画ということを進めて行くという点では、大崎市の取り組みというのは非常に学ぶべきところがあるのではないかと思います。どうもありがとうございました。

コメント

笹川：ここで一通り報告が終わりました。どのような感想をお持ちになったかということで、10分程度話していただきたいと思います。最初に辻井さん、お願いします。

コメント① 北海道環境財団理事長・日本湿地学会会長 辻井達一

辻井達一：基調報告としては名執さんから「日本におけるラムサール条約30年を振り返り」、あるいは「次の段階を求めて」というお話をいただきました。それから石津さんからは滋賀県の実際にご自身のご経験からのまさに実地的な取り組み、その現状ということのお話を大変興味深く伺いました。

生物保全と農業の課題、湿地としての温泉の評価

事例報告としては4つあったわけですし、加賀市寺前市長さんからは、かの有名なと言ってもいいと思うんですが、片野鴨池のケース、その現状。プラス山中、山代、片山津、いわゆる加賀温泉のこれもまさに新しい意味での湿地ということで考えていいと思うんですけれども、そのことをとらえてお話をいただきました。

それからちょっと飛びますけれども、似ているケースと言いましょか、今、最後に大崎市の伊藤市長さんから、これもまさに有名になったと言っていいと思いますけれども、「蕪栗沼、化女沼プラス鳴子温泉」のお話をいただいて、この2つは加賀と大崎市と、これは似ていると、まさに似ているんですね。生物保全と農業の問題。それから今、申しあげました温泉の問題。これは次の段階で私たち非常にまさに日本的だと言ってもいいと思うんですけれども、そういう意味での一つの見方を与えられたと言ってよろしいんじゃないかと思います。

食害は問題でなく、活用へ

同時にですが、一番最後のお話で、大崎市のお話では、水鳥による、ここではマガンの食害の問題が出ました。それをどういうふうにお話になるのかな、どういうふうには聞かせていただけるんだろうと思ったんですけれども、どちらかと言うと、それはマイナスの一方ではないというふうにお取りになったようで、大変私は結構じゃないかと思うんです。

と言いますのは、お話を聞いて思い出したんですが、アメリカの野生保護局でやっている一つに、国営農場を作って、国営農場というのは水鳥のためのというふうなのですけれども、ここで聞いた話では、水鳥たちが夏場、子どもを育てに北の方に移って、日本の場合で言いますとシベリアということなんですが。ヒナが大きくなったのを連れて帰って来てみたら、前に使っていた水面が農地になっていると。そこで小麦とか、アメリカのことですから大麦をついばむというのがやっぱり食害というふうにとらえられていたんですけれども、考えてみれば彼らの方が先住民族であると。帰って来たらやむを得ずそういう小麦や大麦を食べな

きゃならないというふうな状態になっている。それをやっぱり元へ戻してやった方がいいんじゃないかというような考え方で、野生の植物を含めて国営の農場を作ってそっちへ誘導するというをやったら面白い話でして、それはどっちかという、小麦、大麦をついばむというのが、次第にやっぱり野生の植物の方に戻って行く。例えば野生のヒエの方に移って行く。彼らにとってやっぱりその方が、何て言うんでしょうか、自然の食べ物であるというふうに考えなきゃ駄目じゃないかというふうな話を聞いたことを、今のお話で思い出したんです。

必ずしも食害というふうにとらえないで、どうやってうまく、言ってみると、両立させるか、あるいは共生するかというふうに考えたらいいのかもかもしれません。そういう手もありますし、一方進めて、特別産地米的ないうことで。これはよくあちこちでやっていますね。「白鳥米」と呼んでいる所もありますし、いろいろな所でやっておられるのは、そういうふうな一種の、発想の転換とでも言いましょうか。害だというのをむしろ名前を使ってブランドとするという手もあるわけです。そういうふうな例としては、加賀とあるいは大崎と、共通しているんじゃないかというふうに承りました。

都市の中の湿地、都市に隣接した湿地の課題

それからもう一つ、これはちょっと別々ですけれども、那覇市と釧路市の場合です。まず那覇市の方は、都市内の歴史的な場として、つまり琉球王朝以来の漫湖という一つの港でもあったり、あるいは水路でもあったりした所をどのように使うかという、非常に現代的な難しさみたいなものをひかえていらっしゃるという点ではなかなか難しいのかなと思いましたし、どこかにうまく接点と言いましょうか、解決の方法があるのではないかと、あるいはそれを見つけるべきではないかというふうに、大変、私としては面白く承ったというふうに思います。

釧路はちょっとまた別ですね。同じ都市内、あるいは都市に隣接した湿地としては、たぶん巨大な湿地としては世界的にもちょっと珍しい。というのは、シベリアにもあるいはアメリカにも、あるいはヨーロッパにももっと大きな湿地というのはたくさんありますけれども、それは都市に隣接してはいません。かなり離れた所で相当時間をかけないと行けない。ところが釧路の場合にはまさに市内、住宅地のすぐ裏側の所が湿地になっている。ひょっとすると団地の窓からタンチョウを見ることができるという点では極めて優れたと言いましょうか、いい条件と言えます。

この点で思い出されるのが、つながってまた元へ戻るわけですが那覇市で、まさに都市の中のラムサール条約湿地です。タイプは違いますけれども、何と面白い。あるいはいろいろな難しさを両方持っているという点では那覇と釧路とタイプは違うけれども、ちょっと似たようなところがあるというふうに伺います。

登録後の具体例が示されたこの会議～活用計画の重要性

しかもそれぞれの所でさまざまな試みをやっている。それをさらに展開していくと、これからのラムサール条約湿地です。実は私、次のラムサール条約湿地の検討会、2012年に向けての条約湿地をどうするかという潜在候補地を探す作業を、ずうっとやっているところですが、その時にも今、お話しになった次をどうするかというふうなことなので、大変いろいろな意味での材料を得ることができたと思って感謝しております。

殊に最後の大崎市のお話で、いわゆる活用計画を作っている。これはこの先、ラムサール条約湿地すべての所で、条件は違ってもやっぱり活用計画を作る重要性というのは一緒なんじゃないかというふうに伺っております。どうもありがとうございました。

笹川：辻井さんどうもありがとうございました。それでは最初、基調報告をいただきました名執さんに伺いたいと思うんですが、条約湿地がある市町村の方の声を大いに期待していると、こういうお話がありましたので、4つの市長さん、副市長さんのご報告を聞いてどのような感想を持たれたか数分でもお願いできればと思っております。お願いいたします。

コメント② 名執芳博

名執芳博：それぞれ4人の市長さん、いろいろな取り組みがされているなということで非常に感銘を受けました。私の話の中で触れてなかった2つ、釧路市長さんが触れてくださって、その点をちょっとお話ししたいと思うんですが。

ラムサール条約釧路会議がきっかけでは～ワイズユースを考えながら行動する人の増加

一つは住民で湿地のワイズユースを考えながら行動する人が増えてきたというようなお話があったんですけども、きっとこれは1993年にラムサール条約の釧路会議（第5回締約国会議）を開催した時から根を發しているのではないかと思います。確か、私の記憶が正しければ、住民がラムサール釧路会議を盛り上げるために1,000人ぐらいのボランティアが参加されたとききました。そこからたぶん住民の釧路湿原という湿地に対する見方が変わってきて、それがこういう行動にもつながって来ているんじゃないかなというふうに思いました。

姉妹提携で国際的な情報交換を

もう一つは、国際協力という話を私はあまりしなかったのですが、釧路市さんが釧路国際ウェットランドセンターで途上国の方の研修をされたり、あるいはオーストラリアの湿地と姉妹提携をされている。私の話の中では国内の湿地同士の情報交換ということばかり言ってしまったのですが、例えば、秋吉台カルストってちょっと他の36湿地と比べ

ると特殊なところで、どこと交流したらいいのかというようなことがあるかと思います。実は私、辻井先生の後釜で **Wetlands International**（国際湿地保全連合）の理事というのを務めていて、その理事会が6月にスロベニアでありました。そのスロベニアには大きな鍾乳洞のラムサール条約湿地があります。例えばこういう所と国際的に交流してみるといのも一つの手かなというふうに思いましたので、簡単に以上です。

笹川:ありがとうございます。それでは今、2人の方からコメントをいただいたわけですが、4つの市長さん、副市長さん、今のコメントを受けていかがでしょうか。あるいはさっき言い足りなかったことを付け加えてもよろしいと思いますが。同じく時間短くて恐縮ですが、簡潔に言っていただければと思います。釧路市長さん、遠い所を駆けつけてくださりまして、最大のイベントの港まつりが明日ということで控えていて、大急ぎで来ていただきました、いかがでしょう。

歴史や文化があつてこそ、今の釧路湿原がある

蝦名: いろんな湿地でさまざまな取り組み方があるし、やっぱり文化や歴史がある中で、それぞれが取り組んでいるということは大変参考になりました。ただ、このような湿原への働きかけが必ずしも常にプラスじゃなかったんですね、スタート時点では。無くしたものがもう一回戻って来るといことがありますけれども。私どもの地域におきましても本当に邪魔だとか、そのような認識から始まった湿地が、時代の流れの中で変遷する中で、価値感が見直されたわけです。釧路空港に外国の方や本州からの観光客が下り立ったら、例えば空気一つで感動するんですね。最初に言う言葉が「空気がおいしい」という言い方をするんです。私どもが普段見ている湿原も、自分たちにしてみたらただの平らな湿地なんですけれども、先ほども言いましたがサバンナみたいな所に来たような驚きや歓声が上がるのです。視野を広げて行けば、多様な価値観があるんだし、いつまでもマイナスということはないんだし、こういうものを活用し同時に大事にしながら進めて行くということが本当に大切なんだろうなあと感じました。先ほども話させていただきましたけれども、最近では外国から本当に多くの方々が、観光や研究などで釧路に来ていただいています。そしてそのお手伝いをさせていただいているのが地域のボランティアの方々に、率先して取り組んでいただいているわけです。皆さん日ごろから熱心に学んでいるので私よりもはるかに知識はたくさんあるわけです。そういった一つ一つの取り組みにはすごく感心させられることが多く、ラムサール条約に登録されたこの湿原が存在していることで得られる有形無形の恵みを感じさせていただいているということで、本当にありがたく思っています。

将来有望な「国際ブランド釧路」

笹川:「国際ブランド釧路」というふうにおっしゃっているわけですが、将来有望であると。

蝦名: これは本当有望だと思いますね。自分たち地域の価値観と日本の価値観、世界の価値

観というものがどのぐらい違うのかということをしっかり把握し、その違いの方から見てみた時に、その国際ブランドというか、その地域の特徴というものが生かされてくるんじゃないかと思っています。

笹川：ありがとうございます。辻井さんのお話では形は、タイプは違うが、都市化の中での条約湿地と意味では、釧路と那覇は似ているということでした。さっきは昆布でつながっていると、申しましたが、那覇の仲村副市長さん、いかがでしょうか。

マングローブの管理、水面の利用が課題～漫湖

仲村：昆布でつながっている話は、興味深いので、釧路市長さんや加賀市長さんたちと引き続き行っていききたいと思います。これは、琉球から中国大陸への大事な輸出品だったようです。

私がお話した部分についてももう少し説明したいと思います。1970年代に、都市化の中で緑を増やすということで、良かれと思ってマングローブを植栽したのが、陸地化が進む要因になっている。その中で、今、野鳥の種類が変わってきている、ということです。

先ほど、グラフでも報告しましたがけれども、年々飛来する鳥の数が減ってきている。水質は良くなっているけれども水鳥の求めている環境ではなくなっている、そういった方がいいのでしょうか。それで、ラムサール条約の、初期の趣旨である、渡り鳥たちが休息するという点に関して、その場所が狭くなるということが、大きな問題となっている。一度人が手を加えた場所ですから、いろんな関係機関とも相談しながら、人が陸地化を食い止めていく。そのためにどうしていったらよいか。そのことをとくに今、課題にしています。

また、満潮時には水面が広がりますし、街の中という点では、あの辺は静かなので、子どものためのサマースクールとか、シーカヤックを浮かべて子どもたちにツアーをさせたいとか、そういう要望も大変大きいということもあります。しかし、人間が近づきすぎると、野鳥が逃げてしまう。このバランスをどうやって取るのか、ということがとても大きな課題となっています。先ほど見ていただいた、空撮の写真からもわかるように、本当に都市のど真ん中にあるわけです。ですから、このへんのバランスをいかに良くしていくか、そのために、県、国とともに勉強して、市民参加も求めながらやって行かなければいけないという課題があります。

湿地センターの今後という点では、とても多くの子どもたち、訪問者がきています。センターを中心に那覇市と豊見城市との共同の町づくりを那覇市長は掲げていますので、市民または近隣の市町村と連携しながらこの点を解決していきたいと、考えています。

新たな湿地の活用～サンゴが自生してきた漫湖下流の那覇港

それから、水質がだいぶ良くなっているのかどうかは分からないのですが、漫湖の河口部分に位置する那覇港湾内にサンゴが自生し始めています。そこに国交省さんと一緒に、人工ビーチなどを今整備しているんですが、その一部に、びっくりすることが起きています。そ

それは、そこに、サンゴが自生し始めたということです。これは人工的にやっているわけではなくて、自然にサンゴが発生しています。今、温暖化等で、サンゴが死滅している中で、なぜ那覇市の目の前、人工のビーチ予定地にサンゴが自生したのか。その科学的な調査はまだできてないんですが。

それで、当初は砂を入れる予定でしたが、国交省さんと相談をしながら、ここはダイビングとかシュノーケリングのスポットにしてはどうかということで、今、調整しています。那覇市内で、こういうサンゴ群落のスキューバーを含めて、そういうことができる人工的な、また自然と合体した施設ができるというのは、たぶん、上流の漫湖の水質の改善と関係しているのではないかと、思います。局地的な取り組み、点と点を線につなげ、それを徐々に面としてつなげて行く活動ことが大事かと思っています。一つ一つは難しい活動ですが、みんな協力して、解決をしていくと、人が影響を与えた都市のど真ん中にある環境も、人の手によって、自然の回復力を促して、だんだんと調和がとれたものになって行くのではないかと。そういう方向で、皆さんと相談しながらやって行きたいなと思っています。

笹川：ありがとうございました。釧路と何か似ているというお話で、釧路もいろんな湿地があってそれをつなぎながら全体として進めていく。そういうことですが、那覇市でも漫湖の下流の那覇港での自然発生的に出てきたサンゴを漫湖とつなぎながら、多様な湿地を今後都市化の中で活用していくという、そういうお話だったかなと思います。

それでもう一つ辻井さんおっしゃられた加賀と大崎が似ているという、こういう話がありました。加賀の寺前市長さんいかがでしょうか。あるいは他の方々のお話を聞いていて何か感想とかあったら。とくに大崎トライアングルがありました。寺前さんのお話の中でも自治体を超えて木場潟とか北潟湖とのお話などがございましたけれども。

行政のプライオリティをどこに置くか～観光と地域の個性や湿地の保全をどう両立させるのが課題

寺前：大崎市という名前になったというのを、私も今日初めて知りました。鉄道の仕事をやっていたので、古河の駅があったというふうに見ておりました。昔、まだこんなに話題になってないころに、伊豆沼には行ったことがあるんですけども。どこかの民宿に泊りまして、朝5時ごろでしたか夜明け前にガンが飛び出すところを見に行きました。いや、壮観ですよ。あれだけのガンがいっぺんに飛び出す。私どもの加賀市と似ているとおっしゃいましたけれども、180度違いますのは、鴨料理の鴨は夜飛び出しますので、今度は日暮れの日が落ちる時に行かなきゃいけないので。一応、個性がそれぞれあるんですね。これが一つの観光資源になります。

沖縄の漫湖も何度も行っているんですが、やはり少しがっかりしますのは昔の漫湖ではなくて、やっぱり人口が多い地域が近くにあるというので、双眼鏡や何か持って歩くと少しバードウォッチャーとしては残念に思います。しかしいずれもどこでもそういう状態になってきたと思います。

釧路も欲張りなんですけれども、鳥の餌付けをしている所に行くとやっぱりどこか不自然なんです。これはもうしょうがないんですけれども。何て言ったらいいんでしょうかね、行政がどこまでやるかというのはもう一つさらに考えないといけませんけれども、人間世界がどこまで関与すべきなのかというのは、放っておけばいいんじゃないかというのも一つの解決方法で非常に難しい問題だと思います。

しかし放っておいてもなかなか戻れないものがあるので、やむを得ず守ろうとするんだと思うんですね。そこにまた税金をつぎ込んで行政がする時に、非常に悩ましいのは、私は地域の誇りだとか、地域の個性を維持するためにということで貧しい財源の中からやるんだというふうに自分では納得させていますが、その行政のプライオリティをどこに置くかが、やや私、観光の一応専門家だということになっていきますので、観光的には非常にありがたい事ですが、どうも本音で言いますと、人を集める観光を主眼にして、この地域の個性だとか湿地の保全だとかいうことをする時にどこまでやるべきなのかというのはこれからずっとたぶん悩んでいかなきゃいけないことなのかなと。これは今日発表された3市とも同じことではないかというふうに思っています。

笹川: ありがとうございます。ここで大崎の伊藤さんに伺いたいところなんですけれども。その前に自然に放っておけばいいんじゃないかと言ったけれども、手を入れなきゃいけないんじゃないかと、どうなんだろうと。今、こういう話題が出ましたので、石津さんは一生懸命手を入れて、先ほどのご発表の中で生き物が田んぼが戻ってきたというこういう話がありましたので、伊藤さんの前に石津さん、今の寺前さんの出された問題についてどんな感想をお持ちでしょうか。

当たり前の生活が、外から見るとすごい宝物だった～「かばた文化」の見直し

石津: そうですね、私どもは一つに外の方から気付かされたという、「かばた文化」というのは我々当たり前の生活やったのが、外から見るとすごい宝物やと。そういう気付かされたことによっていろんなことがやっけていけるようになりました。そしてこれも温かい話なんですけれども、昌原（チャンウォン）市で開催されたラムサール条約第10回締約国会議の時に、ケニアの方が私の所へ通訳さんと来られて「高島にはすごい文化がある」と。それはNHKの英語版を見られて、そしてその後、実は平成15年の「世界水フォーラム」で来られた時に子どもさんを招待されて、14カ国の子どもさんを初めて招待したわけなんです。そうしたら子どもさんが汲み取り式のトイレに興味を持たれて、ケニアでは用足しは川でしたり穴を掘ったりという形での、水は汚れるわというような形の中で高校生のケニアの子どもたちが何とかケニアでそれをやりたいということで、現在、知事をされている嘉田さんが精華大の教授の時に設計図を引いてケニアに渡られて、それが今、ケニアで息づいていると。水は少しずつ改善されてきているし、そして今まで我々肥料が買えなかったのに、その肥料の液肥として使って、すごくトウモロコシが採れるようになったという報告に来られて、いや、我々元をただせば日本にそんないい文化がありながら下水道という便利な形でもう全部捨て

切ってしまうような生活に甘んじているというところに反省して、温かくなって帰って来た覚えがあるんです。

笹川：ありがとうございます。今のような話で、私、加賀市に伺った時に、加賀市にも「生水（しょうず）」という地名がたくさんあって、石津さんも生水というんですね。だから、環境課の係長さんに「生水ってあるんですね」と言ったら「いやこの辺じゃ普通にある名前だ」というので、今の石津さんのお話のようにあまりに日常的だから気付かないというのは、そういうこともあるのかなと思った次第であります。

それで、大崎の伊藤市長さんですが、いかがでしょうか。今までのコメントやら他の方々のを聞いて。

先人が残してくれたものを後世に伝えていく～どこの湿地でも同じ

伊藤：それぞれの事例の中から、今後の学ばさせていただくヒントをいっぱいいただきました。それぞれの歴史的背景や環境、風土、文化も違いますけれども、そういう意味では共生していくという意味に、あるいは先人が残してくれたものを後世に伝えていくという意味では非常に通ずるものがありますし。ただそれが限られた人だとか、限られた地域の取り組みになりますと、なかなか継続性に問題があるんだろうと。これをやっぱりどうつないでいくかということが大事だろうなあと思っています。事例報告しちゃいますといかにも成功例みたいになるんですが、ここに至ります間ですね、携わった方々の苦労というのは大変なものがあったって今日まで来ていると思っています。

厄介者を実益にする～ふゆみずたんぼは発想の転換

「ふゆみずたんぼ」もいかにも成功事例のようになっていますが、裏話をすれば、もともとは鳥は厄介者だと。ここから追い出そうという視点でふゆみずたんぼも始めたものも、その思想も実はあったんですね。兄貴分の伊豆沼に最初渡り鳥が来るようになってかなりの数が来て、水質が悪化しましたということもあって、鳥がなかなか住みにくくなってきたということ、エサも少なくなってきたということで、当時は渡り鳥にも認知されなかった蕪栗沼が近くにあったということで、次第に様子を見ながら蕪栗沼に来るようになって、だんだんに蕪栗沼への飛来数が多くなってきた。

しかし当時の周辺の方々は、これは迷惑だと。さっき言ったように稲や転作が被害を受けるのではないかと、あるいはインフルエンザみたいなものを巻き込むんじゃないとか、水質がこれまた悪化するのではないかと、フン害が出るのではないかと、こういうことで北の方から来たんだから南の方に追い出せということもあって、南の方にある湿地につないでいくためにたんぼに水を張って少しずつ追い出そうという思いも、したたかさも実はあったみたいですが。

実はたんぼに水を入れてみると、迷惑な事よりも、実は非常に実益の方があったというこ

とですね。そこで作ったお米が食べてみたら非常に健康にいいとか、非常に評判が良くて高く売れるようになったとか、雑草も出なくなるようになったとか、農薬や殺虫剤を使わなくてもいいようになったとか、田んぼの一時いなくなったいろんな生物がまた戻って来るようになったとか、そういう効果の面が出てきたのでは、これは功罪両方比較してみるとプラスの方があるんじゃないかという、そういう経済効果だとか地域の効果が出てくることを再発見したんですね。最初からそのことをわかって始めたのではなくて、最初は別の思想も若干あったようですけれども、結果的にふゆみずたんぼとして広がってきたことは事実です。

ただ合併して、これも鳥害補償条例なんかはありますが、ぜひ大崎全体に広げて行こうという意味で、一つは次の時代に広げて行くんだという教育分野で環境教育に広げて行こうということですね。学校教育や何かで環境教育、生きた教育として蕪栗沼や化女沼に入っただけということも含めて、子どもたちの教育現場で体験学習していただこうと。そういう意味ではこういう蕪栗沼の取り組みに参加している NPO の代表の方に教育委員さんになっていただいたりして、大いに田尻地区蕪栗沼周辺の学校だけではなくて、大崎全域に環境教育というのを今、広げて次の時代につなごうと思っています。

それと、この大崎の東部地区に限られた地域でなくて、大崎全体に広げていこうと。さっき申しあげました自然共生「自然共生 三志米」なんかやりますと、うちの方も参加したいということの参加意識が出てきました。

ただそういう意味では、渡り鳥に来ていただくためには、さっき言ったように 10km 四方ぐらい、10km 距離ぐらいに湿地がなければなりません。ほとんど大崎は田んぼに、稲に変わってしまいましたので、そのことからするとガンの里構想という形の中で、一定の距離で「ふゆみずたんぼ」を広げて行こうと。そうすると大崎一円に、ラムサール条約に登録された湿地が面的にどんどん広がって行く。これを広げながら、田んぼももともと湿地でしたので、田んぼ全体をぜひラムサール条約としてすべて拡大をして行こうというふうな構想を含めて「がんの里構想」の取り組みをしようということは今、検討に入っているんです。

温泉・湯治文化を復活させ、滞在型観光で条約湿地を活用

併せて、農業の方だけではなくて他の産業の方とつなごうということで、これは加賀と似ていると思うんですが、大崎市にも年間 800 万人を超える観光客がお出でいただいて、宿泊客が約 100 万人ですが、そのほとんどは鳴子温泉です。

鳴子温泉、温泉番付東の横綱のお話をしましたが、JR の旅行雑誌の温泉番付で東の横綱にさせていただきました。これを機会に、温泉、湯治文化をもう一度復活させよう。9 種類の泉質の温泉に恵まれていますので、これは湯治療養、湯治文化を含めて長期滞在にしていこうと。通過型、1泊型ではなくて、欲を言えば1週間ぐらい、3泊4日ぐらいの滞在型、連泊型の受け皿にしていこうと。そうすると日中の滞在型観光として、この蕪栗沼との組み合わせで、朝強い方は朝の旅立ちを見ていただく。夜型の方は夕方のねぐら入りを見ていただく。こういう組み合わせをして、宿泊地とラムサール条約湿地というのを観光の面でもつないでいただく。見ていただいたところでできた食材を旅館やホテルの食材として提供

していただくような形をつないでいって、大崎全体に広げて行きたいという思いで、次の段階にぜひ展開をして行きたいなと思っていますところです。

笹川: はい、ありがとうございます。今、出ました伊豆沼は条約湿地の第2号ということで、第1回の学習交流事業を加賀市でやった時に、先人たちのプロセス、ここまで来るまで大変だったという、今、伊藤さんのお話であったんですが。伊豆沼では今のお話にもあったように、「ラムサールって鳥だけの話でしょ」って言って、農業者と対立してしまったということで、現状でもそう簡単に行っていないという話を前回佐々木修一さんがされているんですが。登米市の小野寺さん、どういうふうに、今のお話でいかがでしょうか。トライアングルということで今、進めようということですが。

子どもたちを対象にした教育の場、交流の場にしていきたい～伊豆沼・内沼

小野寺祐喜: 紹介ありがとうございます、登米市の小野寺と申します。先ほど大崎市の伊藤市長さまから蕪栗沼と化女沼のスライドの中で伊豆沼・内沼を一緒にご紹介いただきました。今回、この会議に参加するにあたりまして、登米市は今後の取り組みとして力を入れて行きたいこととして、子どもたちを対象とした教育の場、または交流の場をどんどん推進して行こうということで、今後「KODOMO ラムサール」とか、今は全く参加してないんですけども、こういったものを伊豆沼・内沼の周辺の学校と、ゆくゆくはすべて登米市全体に広めて行くということを考えているところです。

それが先ほど、伊藤市長さまの方から「ラムサールトライアングル」ですか、前回の第1回の学習会の方でも当市の佐々木の方から紹介し、お話していますけれども、そういった子どもたちの活動を通してながら湿地間の連携にどんどん参加して行くというのが一つのきっかけになるのではないかと期待するところです。伊豆沼・内沼が登録されましたのは今から20年以上も前になるということですので、そういった中でも、もう一つまた新しい発信とか取り組みというのが必要だというのは強く感じておりますので、ぜひ今、お話を伺っていて、私たちもそれに一緒に取り組んで行きたいというふうに感じたところです。

笹川: ありがとうございます。次の世代から育てていくと、こういうお話だと思いますが。「トライアングル」ということで言いますと、先ほどちょっと触れましたが新潟市の登録湿地は佐潟一つですが、福島潟があり、それからまさに街のど真ん中にある鳥屋野潟があり、それから隣の阿賀野市ですけども、瓢湖が条約湿地になっているということと言うと、新潟の場合はどうでしょうかということをお伺いしたいんですが。新潟市の松田さんいかがでしょう。

佐潟、鳥屋野潟、福島潟、信濃川、阿賀野川を1つの湿地として全体を保全して いきたい～3年かけて生物多様性地域戦略作りを行う

松田賢一：環境政策課の松田と申します。よろしくお願ひいたします。新潟市の場合には本当の街中に、鳥屋野潟とか、大きな福島潟、佐潟、それから信濃川、阿賀野川という大きな湿地がいっぱいあります。そんな環境にコハクチョウなどが、一体となって集まってくるんです。一つ一つの潟の保全ではなくて、まさに鳥から見れば全体が一つの生活の場であり湿地であり、また田んぼも採餌する非常に大事な所です。

そういった意味で、できればラムサール条約湿地の登録を広げていきたいということ。もう一つは、一つ一つを個々に保全しましょうという考え方ではなくて、先ほど申しましたように、全体を保全して行きましょうという考え方を打ち出していきたい。そのため、生物多様性の地域計画をこれから作ろうとしております。

それで今、NGO、市民、自治会の方々のご意見をどんどん取り入れるために3年かけて作ろうと思っています。ですので、そういう意見の集約の中で、潟の保全の仕方はまさに市全体を考えて保全して行きましょうと。それぞれ役割分担を確認しながら保全して行きましょうという共通の意識を、その3年間で作っていきたいというふうに考えております。ここで皆さんの今の取り組みをお聞きして、その考えがやはり大事なことだということをやいよいよ確信いたしました。どうもありがとうございました。

笹川：佐潟水鳥・湿地センターの佐藤安男さんに前回の学習・交流会で、提案をしていただきまして、この『第1回学習・交流事業の記録』に収録されています。佐潟の取り組みというのは湿地の保全だけではなくて、地域の人たちと色々な取り組みを行って、地域の人たちに愛される佐潟ということでやっているようです。福島潟で地元の人たちに話を伺った時に、地元の人たちが言うには、ある時期に鳥のことだけを言う NGOの方がラムサール条約湿地に登録をといるのをかなり強力に言われて、それで地元の人たちは「家を3度も流されているのにお前らそういうことも知らないでただ鳥、鳥と言うな」と言って、堤防の建設が終わるまでは何かその話は凍結だという、そういうような対立がなかなか難しい問題としてあるんだというふうなことを伺ったことがあります。

つまり先ほども伊藤さんがおっしゃったように、こういうふうに事例報告すればなかなかうまく行っているというように聞こえるけれども、実はそういうことを進めて行く上ではなかなか地域の利害調整と言いましょか、相互理解と言いますか、そういうものやっついていかないというふうなお話が出たんですが、そのへんはいかがでしょうか。

松田：確かにその面がありまして、地元の方で、「ラムサールに登録されると、何もできなくなり、治水事業の推進が阻害される」という声もございます。ただそういうものを先ほど、佐潟で行われている NGO、行政、それから地元の自治会の皆さんと話し合いながら保全活動を進めているという実態、非常にいいモデルがありますので、それを広げていきたいなど。そういう今まであった誤解を少しずつ解きながら、そういう考え方を広げていきたい。その

ためには1年じゃ無理だろうなあ。2年、3年かかりますねということで、今回は3年かけてそういうものを作って行こうというふうに考えています。

笹川：はい、ありがとうございます。それからこの会議の会長市は現在、高島市で、来年度から那覇市に移るということです。そうなりますと名古屋市が次の副会長市になるというふうに聞いていまして、名古屋からもいらしていただいているので、藤前干潟のことなど。今の藤前干潟のことや、それから今までの議論を聞いていて、どんな感想をお持ちになったか、少し述べていただけますでしょうか。

埋め立てから保全へ～市民の協力でできた藤前干潟の保全

笹川：はい、ありがとうございます。それからこの会議の会長市は現在、高島市で、来年度から那覇市に移るということです。そうなりますと名古屋市が次の副会長市になるというふうに聞いていまして、名古屋からもいらしていただいているので、藤前干潟のことなど。今の藤前干潟のことや、それから今までの議論を聞いていて、どんな感想をお持ちになったか、少し述べていただけますでしょうか。

渡邊英之：はい、本日は貴重なお話をいろいろと教えていただきまして、本当にありがとうございます。名古屋市の渡邊英之と申します。よろしく願いいたします。

本日いろんなお話をお聞きした中でワイズユースの事例発表が随分ありました。先程、大崎市長さんからはいかにも成功例と聞こえるけれども、ここまで来るには大変だったというお話がありました。

名古屋市の藤前干潟についても、最初はゴミの埋め立て処分場ということで計画していて、220万人市民のゴミをどこへ処理するのか非常に悩んだ末、自然保護の観点から、苦渋の決断として藤前干潟の埋め立てを断念した経過があります。藤前干潟を守るために、実に220万人市民全員がゴミの分別をし、リサイクルを徹底してゴミを減らして埋め立て処分場でなくしたところが、名古屋市の場合は全市民の環境保全に対する意識改革となった点でワイズユースになっていたというような気がしています。

オーストラリアとの姉妹湿地～人的交流

現在ですと、先ほど海外湿地連携のお話もありましたが、藤前干潟はオーストラリアからシベリアに渡るシギ・チドリの中継地、エサ場として位置しておりますので、その渡り鳥が飛んで来るオーストラリアのジロング市と、海外湿地提携をしまして、人的交流などもしています。

大都市だからこそできる生態系に負荷を与えない消費活動につながる取り組みへ

また今回、いろんなブランド米のお話を伺いました。それは環境と経済を両立するという素晴らしい事例だったと思います。名古屋市のような大都市においては非常に大きな消費圧力を有しております。ですから都市の住民が今後ますますこういう消費を通じて生態系に負荷を与えない、あるいは保全して行くような消費活動につながるように我々も取り組みを進めてまいりたいと思います。ちょうど今年3月に名古屋市の「生物多様性 2050 なごや戦略」というものを策定しましたが、その中にもまずは身近な自然の保全・再生ということで、生活スタイルの転換を通じて生態系を守って行く必要があると述べています。名古屋市で言いますと、実に食料自給率は1%、愛知県では13%、全国でも40%ということですから、市で言えば99%はよその生態系の恩恵をあずかっている。日本においても6割は外国の生態系の恩恵をあずかっているということになります。都市の住民というのはそういうことをよく知って行動していかなければいけないと考えています。

本日の会議では生物多様性条約 COP10 のお話は何度かご紹介をいただきました。明日の市町村長会議では、COP10 の概要、地元愛知・名古屋の取り組みについてパンフレットを用意していますので、COP10 についてはそちらをご覧くださいと思います。COP10 の期間中に国内外の都市、自治体が集まりまして「国際自治体会議」も開催します。その中では都市の役割についても議論がされると思います。今日の皆さま方の取り組みを参考にしながら、名古屋も藤前干潟の保全、あるいは生物多様性の保全に貢献してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

笹川：ありがとうございます。名古屋は文字通り大都市の中のあれですが。ここで九重町の坂本町長さんいらっしゃいますでしょうか。今までの議論を聞いて何か感想なり、くじゅう坊がツル・タデ原湿原の現状なりでお話を。

毎年野焼きをしながら、隣接する九重町・竹田市と連携した保全・イベントを〜タデ原と坊がツル

坂本和昭：私、九州・大分県の九重町から参りました。私どもの町は火山群に囲まれた中間湿地でして、標高 1000m の所にあります。私どもの所は、阿蘇九重の草原美を誇る所ですが、そのまま放っておいても湿地が残るのかというと、なかなか残らないわけです。その湿地を守るため手を入れなければならないということで、毎年野焼きをしながらその地を守っているわけです。野焼きをすることによって、昔あった、珍しい花とか、そういう希少植物が保存されてきたということです。そしてまた年間 500 万人が来る観光地でもありますので、今日お話をいろいろと聞かせていただいて、これをまた観光にさらに生かしてもいかなければならないと思っている次第であります。

それと私どもの所は「タデ原と坊がツル」という 2 つの高原湿地を一つの所として指定さ

れています。これは一つは隣の竹田市という所になるわけではありますが、お互いに連携をしながらイベントも一緒にやりながら、またこれを広く地域の皆さん、あるいは周りにも知らしめていかなくてはならないと思っていますところ。今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

笹川：ありがとうございました。それでは福井県の美浜町の山口町長さん、いかがでしょうか。

地下でつながっている三方五湖～若狭町と美浜町で 60 の取り組みを実施

山口治太郎：美浜町は 2005 年に加入しました。三方五湖ということで隣の若狭町と美浜町の地籍にまたがり 5 つの湖があります。美浜町には 2 つ、若狭町には 3 つの湖がありますが、それぞれ運河や隧道で繋がっておりまして、若狭町が上流に位置しております。

今では非常に水質が汚れていて、何とかしなければならないということで、両町とも湖に流れている区域の下水道整備は急ぎました。そうこうしているうちにラムサール条約に認定されまして、今、両町で独自の取り組みを行っております。

美浜町の湖が下流になって海に近く、1 つの湖はまったくの海水湖、もう 1 つの湖は汽水湖です。ワイズユースじゃございませんが、以前からボートコースがありますし、海水湖の日向湖では日本海で獲れた魚を蓄養しておく施設がございまして、非常に恩恵をうけております。

ただ、水質の浄化の取り組みということに関しては、若狭町の副町長もお見えになっておられますが、非常に重要なものですから、お互いに環境に気をつけながら、両町で環境衛生組合を設立して、し尿やゴミの問題とか色んな問題を取り組んでいるものですから、そういうものも（水質浄化）一緒になって、取り組んでおります。

美浜町の久々子湖（くぐしこ）という湖では、昔から「シジミ」が沢山採れたのですが、今は水が汚くなってあまり採れなくなりました。同じ位の面積で、宍道湖の近くに神西湖（じんざいこ）という湖では、百何十トン採れているというのを学習して聞いているものですから、そういう先進的な取り組み等を活用しながら、このラムサール条約の精神に則って色々進めて行きたいと考えております。

ラムサール条約に登録されるという時、当然色んな制約が出てくるということで反対もございました。三方五湖は、文化庁で「名勝」、環境省で「若狭湾国定公園」の指定も受けております。開発に対しての厳しい制約があったものですから、決してラムサール条約はそういうものではないということで地元の方々に理解を求めてまいりました。

今では、文化庁の「名勝指定地域」の開発に申請から許可まで半年位かかることも理解してくれていますし、ワークショップもできましたし、色んな取り組みがあっただけというふうには思っております。

笹川：ありがとうございました。今、名前が出ましたが、若狭町の田辺副町長さんどちらに

いらっしゃいますか。お願いいたします。

外来種とヒシの繁茂が課題、多様な生き物が住むための環境について研究～三方五湖

田辺長生：若狭町の副町長です。今日はいろいろなお話を聞かせていただきましてありがとうございました。今、私どもの環境保全と言いますか、湖を守るということについていろいろな取り組みをやっているわけですが、とくに湖では外来駆除と、それからヒシの繁茂というようないろんな問題がございまして、東京大学の先生のお力を借りながら湖の保全ということで取り組んでいるところです。海岸や湖岸はコンクリートになっていまして、今まで棲んでいた魚種も非常に少なくなっているようです。何が問題で、何をしていかなければならないのかということで、今、湾の渚護岸等々をやりながら検証して、多様な生物が住むための環境というものについて研究を進めているところです。

それからもう一つは、外来駆除と関係あるのか、環境の悪化と関係あるのかわかりませんが、ラムサール指定の根拠になったハスという魚、希少動物ですが、そういったものが非常に今は見られないというような状況ですので、そういったものを併せて努力をしていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

笹川：はい、ありがとうございます。時間が6時になったんですけども、あとちょっとだけ延長させていただければ、副市長さんにいらしていただいている所がございますので、ごくごく簡単にご発言を、せっかくの機会ですからいただきましたと思います。美祢市の林副市長さんいらっしゃいますか。先ほど、非常に日本の湿地では限られているので、外国の交流をというふうなことが名執さんからも出ましたけれども、いかがでしょうか。

地下に流入する水の管理が課題～東洋一の鍾乳洞・秋吉台の地下水系

林繁美：今日の第2部に参加させていただきまして非常に勉強になりました。とくに今、お話がありましたように、名執さんよりいいアドバイスをいただきました。

私の所は山口県の美祢市という所で、秋吉台カルスト台地の地下水系ということでラムサール条約湿地になっています。湿地帯から見ても今後どうしたらいいのかというところが一番難しいところなんです。実際、カルスト台地から雨が降り、その地下に特別天然記念物の秋芳洞、鍾乳洞があります。その中に水が出てくるといったところなので、非常に水の管理と申しますか、難しくなっているところです。

カルスト台地は、以前は放牧が盛んでありました。しかしその放牧で、牛等の糞尿が地下にもぐっていくので、その水系がダイレクトに影響します。また生活排水等がやはりカルスト台地ですので、どこから流れて入るかというのがやはり一番の問題になっています。その台上では山焼きをやって管理しているという所もありますし、また台上にはそういった維持管理するためのボランティアさん等の育成、ボランティアさん等の力を借りましてエコツアーとかそういったイベントも考えています。

とにかく東洋一の鍾乳洞で、その鍾乳洞の上には日本最大のカルスト台地がある。こういった所で一つのと言いますか、美祢市全体と言いますか、山口県の重要な観光のスポットともなっておるわけです。

今日のお話を聞きまして非常に参考にはなりました。どうもありがとうございました。

笹川：ありがとうございました。私、乱暴なことを申し上げますが、鍾乳洞は日本にも他にもあるわけだから、他にもそういう所、登録するといいかないと思ったりも、素人考えで思いますが、いろいろ国際基準等難しい問題もあるのかとは思いますが、ぜひ交流が進むと良いなというふうに思います。もうおひと方の薩摩川内市の向原副市長さん、いかがでしょうか。

池の中で浮いた泥炭が存在しているベッコウトンボの生息地～蘭牟田池

向原翼：先ほどから大変貴重な発表いただきまして勉強になりました。ただわたくしどもの薩摩川内市の指定されております蘭牟田池（いむたいけ）は火口湖でございまして、周囲が大体 3.3km ぐらいの高台にある湖です。皆さん方の所で発表されましたように、広い範囲の湿地帯があるというわけではございまして、そういった意味からしまして、やはり発表されたところの内容とは違ってくるかなと。

ただ、強いて言えば、うちの場合は池の中に泥炭がございまして、その泥炭が幾つか相当な数なんですけれども、浮いた状態で存在していると。もう一つは希少種でありますベッコウトンボの生息地になっているということで、今、その有効利用等については市として取り入れているんですけれども、皆さんの所で取り組まれているような具体的な取り組みはまだ進んでいません。

ラムサール条約に登録されて約5年たっておりますけれども、今は環境教育、子どもたちの環境教育の教育資料であるとか、あるいはこの来年に備えての、「トンボサミット」に備えての準備をしまして、今日のいろんな発表は参考になりました。以上です。

笹川：ありがとうございます。環境省の中山さん、ここまでの議論を聞かれていかがだったでしょうか。それからもう一つ。登録後、今もどうしていったらいうふうにするかというお話が出ました。辻井さんからもやっぱり計画をどうするかという、それを保全計画とともに活用計画という、こういうお話が出ていました。今の条約湿地の中でどの程度のところが計画をお持ちなのかどうか、そのへんも含めて感想なりちょっとお話しただけだと思います。

周辺の市町村との連携、次世代への橋渡し、環境と産業との連携

中山：環境省の野生生物課の中山です。今日は各地の条約湿地から来られた皆さまのお考えを伺って私自身大変勉強になりました。とくに登録された湿地の中のことだけではなくて、

外側の湿地と一体として考えたり、また周囲の湿地との連携をどう取り組んでいくか、周辺の市町村との連携をどう考えていくかを検討した良い例についてご紹介を頂いたと思います。

例えば渡り鳥については一ヶ所だけではなく国内外を飛来しますので、その湿地だけではなく、国際的な影響をどう考えていくとか、そういった広い地理的なつながり、そういったものを考えていくということは大事だということは、皆さん共通の認識としてお持ちであるところかと思いました。

またそういう地理的なつながりだけじゃなくて、未来の世代にどうつないでいくかという、そういう時間的なそういう広がり、つながりという視点から重要かと思います。それから環境だけではなくて産業でしたりとか、農業でしたりとか観光でしたりとか、そういった他の分野との連携をつなげて行く中で、そういった中でワイズユースをどう確保していくか。みなさんいろんなトライアルをしながら、大変苦勞されながら過去の大変な歴史がありながら、現在の取組につなげているという印象を持ちました。

また望ましい自然の姿というのがあると思うんですけども、どこまで変化を容認しながら考えていくかということも難しい課題です。そういった難しさもやはり依然としてあるのかなということをお話をお聞きして、改めて認識いたしました。

そういった連携とかつながりというのを考える上で、やっぱり市町村の役割というものは大変重要だと思ひまして、地域の戦略の中で位置づけること、市町村の連携をしていくことはやはり大変重要なことだなということ、この場で、改めて認識しました。

各市町村の皆さんの所でやられている取り組みというのは他の地域で使えるということも大いにあるかと思ひますので、やっぱりこういった機会というのは大変重要なことかと思ひますし、わたくしどもにつきましては、そういった素晴らしい取り組みにこういったものがあるのかということ、もっと国民の皆さまにわかりやすく伝えていく努力を、いろいろ広報手段等を通じてやっていければなというふうに思っている次第です。

地域の資源をどうワイズユースしていくかについて踏み込んでいる計画は限られている

保全活用計画のお話がありましたが、今、ラムサール条約湿地になっている所は国立公園、国定公園とか、国設鳥獣保護区とか、国の法律で担保していますので、その保護地域の管理のため管理計画というものが保全活用計画に該当すると思ひます。そういった意味ではかなり幅広くあるんですけども、一方で地域の資源をどうワイズユースしていくか、そういったところまで踏み込んだ計画になりますと、やはり数は限られてしまうのかなと思ひます。それは今後もっと増える事が望ましいですし、私どもは必要な支援をしていかなければならないというふうに認識しているところです。

笹川：はい、ありがとうございました。ここでこのペットボトルの水が、ダノンジャパンからの提供ということで、本当はお話をさせていただこうと思ったんですが、ちょっと時間がございませんで、一言だけご挨拶ということでお願いいたします。

日本のラムサール条約湿地の活動を、ウェブサイトで発信～ダノンウォーターオブジャパン

山田容子：私、ダノンウォーターオブジャパンから参りました山田と申します。本日皆さまのお手元にごさいます Evian のお水をマーケティングしております。なぜこちらにおりますかという理由だけお話ししますと、Evian というのはフランスにある地名であり、その場所でとれる水が「エビアン」であり、その水源地もラムサール湿地登録されております。ダノン社は、Evian のブランドで 1998 年からラムサール条約をサポートしてきています。日本でも今年から、ラムサール条約湿地・全国 37 箇所の活動はどのように今なっているのか、どういう状況で湿地が守られているのかというようなことをウェブサイトにもとめまして、Evian のサイトから見ていただけるようなものを始めています。今後もこの活動を皆さまと連携していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

湿地は元手、うまく運用すれば利益が出るはず

辻井：大変皆さまとほとんど同じようなお話になりましたが、それぞれに勉強になったと、私も勉強させていただいた思ひです。一つだけ申し上げたいんですけれども。湿地全体、自然は自治体の資産だと。要するに、元手になるものというふうにかけていいんじゃないだろうかと。これを生かして使うということが大切なので、いろんな自治体さんがあるんだろう思ひんですけれども、資産ですからうまく運用すれば利益が出るはずであると。既に出していらっしやる所もあると思ひます。利息を使えるようにすればいいというふうには思ひます。その一つが文化だというふうには私も実はお隣、今日、コーディネーターやっています笹川さんも同じご意見持っていらっしやって、ちょっと前から『文化と湿地』という、これはラムサール条約事務局の方でまとめたものですが、こういったものの訳を作りました。それでそれを生かしてと言ひますか、湿地の文化の技術、文化の絡む技術を、何て言うんでしょうから、つながっていますから。稲作もやっぱり技術だというふうにかけて思ひまして、『湿地の文化と技術インベントリー』という、試作版ですが、作りました。これはあそこに積んであります。今、佐々木事務局長が持っています。もしご入用の方、ちょっと興味のお持ちの方があつたらどうぞお持ちくださいというふうには申し上げて、私のコメントといたします。

笹川：はい、ありがとうございます。とにかく自治体が担っていくと、こういうことで今後、何と言ひましようか、適切なパートナーシップを組んでいくと、こういうふうなことだろうというふうには思ひました。ありがとうございます。大崎の伊藤さんお願ひいたします。

地域の宝として後世に伝えていこう、そして連携を広げていきたい

伊藤：湿地も含めて大崎市の場合も、ラムサール条約湿地や渡り鳥についてはあまり知識も、

あるいは熱心もない中、実は動いていくうちに、実はこれは大変な資源、宝だということをみんなで気付いて、これをやはり地域の宝にして行こうと、あるいは後世に伝えて行こうと。そういう意味で、今、取り組みをしております。これは一自治体、あるいは一団体の取り組みではなくて、できるだけこれは連携を広げて行きたいと思っています。

来週も実は佐渡と豊岡と一緒に「たんぼシンポジウム」を東京で開催したり、10月のCOP10の時には、化女沼がラムサール条約湿地に登録された時のご縁で、チャンウォンの貯水池とその後、湿地交流を続けていますので、ぜひ名古屋でそういう共同活動していこうという取り組みなどもしながら、できるだけ活動を面的にもあるいは世代的にもつないで行く仕組みをぜひ広げて行きたいなと思いつながらいるところです。

笹川：はい、ありがとうございます。では、釧路の蝦名さん。

この会議を、いろいろなことを進めていけるような機会にして欲しい

蝦名：今日はありがとうございました。湿地のファシリティマネージメントと言いましょか、資源であり資産でもあるものをどのように生かすかという視点等々のお話を伺いまして、やっぱりそういった物の捉え方がこれから大事になってくるのだらうなあとと思います。やはり自然は大切なもので、その保全は、責任や義務であるという精神論が常に付いて回ることは頭の中で理解しているんですけど、どうやってそこに住んでいる方々の生活や活動をリンクさせて行くか、将来にどのような形で湿原を残して行こうか、本当に難しい問題ですし、一筋縄ではいかないんですね。多様な価値観を持ちながらその価値自身を高めて行くということは、これから地域でも考えていきたいと思っています。また国内には今、37のラムサール登録湿地があるわけですので、それぞれの方と色々な話をしながら、さまざまな視点から取り組めるよう、地域から国に対して要望してみるのはいかがでしょうか。いろいろなことを考え進めていけるようにするため、このような会議の場を活用していけばいいと考えています。

ありがとうございました。

新鮮に感じた、前向きにプラスにする各地の戦略～来年・那覇での会議につなげたい

仲村：私も報告をする中で、またこれに参加して、場所によってはいろんな条件があるなか、皆さん大変な思いをしながらまた前向きに経済、観光にもプラスになるようにと戦略的なお考えをお持ちであるということを知ることができまして、大変新鮮に感じております。

また来年度は那覇市の方でということですので、市長が来年は皆さまをお迎えする、ウェルカムでお迎えたいと思いますのでよろしくお願いします。あと、併せて、本日は参加されていませんが、豊見城市長もみなさんを歓迎されることと思います。金城市長がもう何年前だったでしょうか。12～13年前、もっと前だと思うんですが、当時は豊見城村でしたが、今

の金城市長が村長時代からずうっとこのラムサール条約の指定を受けるということも、私も当時、国会議員の秘書をしたので、一緒に、当時の環境庁に行ったり、本当に何回も何回も訪問をして、相談を受けたりしながらやって来ました。それで、この場に私が座っていること自体、何かすごい縁があるのかなと思いつつ、自分自身で感動しております。そういう中で、来年は那覇市で市町村会議が開催される。そのことを大変に光栄に思っております。ぜひとも皆さまのお越しをお待ちしております。

笹川：ありがとうございました。それでは加賀市の寺前さんお願いいたします。

天然鴨に証明書を発行し、皆さんに堪能いただきたい

寺前：ありがとうございました。私は自然の鳥を見るのが好きでずうっと野鳥観察をしているのですが、ゴリゴリの自然派じゃありませんので、鳥を食べるのも好きです。片野の鴨池がなぜ有名かと言うと、鉄砲を使わないで坂網で鳥を、カモを捕るわけですね。大聖寺の料亭2カ所で鴨料理を出しています。俗に言う、加賀の治部煮ですが、ほとんど金沢等はアイガモしか使えないはずでございまして、大聖寺でこの天然の鴨を食べられるわけです。ところが値の付け方がどうも私は不満がありまして、猟師の人に聞いてみると、あまりよくわからないのですが、どうも1羽6,000円ぐらいで料亭に出しているんじゃないかとか、あるいは全部はどこへ行っているのかわからないというのがあります。

昔、ある大臣のお供でフランスに行って、有名なツール・ダルジャンで、鴨料理を食べさせていただいて、あなたが食べたのは何番目だとかいうですね、証明書をいただきました。証明書をもらっただけで、1万円ぐらい高くなるわけです。ぜひ加賀市でも、この天然の鴨の鴨料理に、私の証明書じゃあまり高くないかもしれないかもしれませんが、しかるべく証明をして、皆さんに堪能していただくようなことを今、夢として持っています。必ず実現したいと思いますので、その時はぜひ加賀市にお越しただいただければということをお願い申し上げます。コメントとさせていただきます。

笹川：ありがとうございました。では石津さんお願いいたします。

建物ではなく、原風景そのものを見学してもらいたい

石津：明日、KODOMO ダイバーシティで、昼から針江へ子どもたち10名を受け入れる段取りをしています。そこでは子どもたちに田んぼと、そして浜での取り組み。我々は里山水博物館構想、建物を建てるのじゃなくて、原風景、そこを見学していただこうと。それから町中で川端（かばた）の水の冷たさを体験と、針江大川での水藻の調査と川遊びに興じてもらおうという、そういう計画で明日予定しています。もし皆さんの方でそうした現場を見学したいなという方はどうぞお越しく下さい。お待ちしております。

笹川：はい、ありがとうございました。では最後に名執さん、いろいろと最初に思いを語っていただきましたが、いかがでしょうか。

国際的に重要と認められた湿地が、地域の中にあることに胸を張って欲しい

名執：ちょっと時間が足りなくなって強調が十分出来なかったんですけども。国際的に重要と認められている湿地が皆さまの管内にあるということのメリットを、ぜひ最大限に活用していただけたらと思います。同じような国際的な登録制度で世界遺産というのがあります。とくに自然遺産ですが、日本には今、自然遺産が3つ。これから小笠原を登録しようとしているところですけども、世界で見ると、遺産条約の加盟国数で自然遺産を割ると、一カ国で一個所に満たない。自然遺産というのは非常にハードルが高いのですね。それに比べてラムサール条約湿地は、ハードルが低くて、しかも国際的に重要だと認められるという、なかなかおいしい所があるので、このメリットを是非活用していただけたらと思います。

ちょっと余談になりますけれども、国会議員で、「環境省は規制ばかり掛けてけしからん」と言っている怒られている国会議員がいて、たまたま COP9 に向けてその国会議員の選挙区の中の湿地が登録の候補になっていて、仁義を切らなきゃいけないと思って行ったんですけども、「お前また規制掛けるのかよ」と怒られそうになって、「いやいや先生、規制は今の国内法で掛かっている規制だけでそれ以上規制は掛かりませんよ」と。「むしろ国際的に重要と認められたことでぜひ地域振興に役立ててください」と言ったら「おお、君もなかなかたまにはいい事をするなあ」と、変に褒められたことを思い出しました。ぜひラムサール条約湿地が管内にあるということに胸を張って売り込んでいただけたらと思います。

今後への見通し、議論、実践に役立てて欲しい、第2回学習・交流会

笹川：ありがとうございました。

今日のシンポジウムを振り返って3つほど感想をもちました。1つ目は市長さん、副市長さんに報告していただいて良かったということです。やはりスケールの大きなお話が出た。今後の見通しが大胆に提案され、それが共有された。少なくともその機運が高まったと思います。

2つ目は、辻井さんから、「湿地は資産だ、運用すれば利益が出る」というお話がありましたが、ブランド米、温泉、そして保全活用計画の話も出ました。これらは今後の議論や実践の方向性を示していると思います。

3つ目はおわびです。本当はもっと多くの方にご発言をいただきましたのですが、司会のまずさも含めまして、時間が足りませんでした。ぜひ交流会でいろいろとご議論をいただきたいと思います。

それではこれをもちまして、今回の第2回の学習・交流事業、「湿地のワイズユースと地域の活性化のシンポジウム」を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

付録：「琵琶湖宣言」

平成 22 年 8 月 6 日に開かれた「第 8 回ラムサール条約登録湿地
関係市町村長会議」で採択されました。

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

琵琶湖宣言

我々、ラムサール条約登録湿地関係市町村は、本条約の国内登録湿地の中で最大の湿地である琵琶湖のほとり高島市に集い、「ラムサール条約湿地と地域の活性化」をテーマに、各地の経験にもとづいて、具体的に検討する機会を得た。

かつて湿地は生きとし生ける物すべてに恩恵をもたらしていた。人間も水や生活の糧や資材を得る場として、湿地の恵みを受け、湿地保全とワイズユース（賢明な利用）のために独自の文化を生み出し、世代を越えて継承・発展させてきた。しかし産業革命以来、人間は湿地の活用を急ぐあまり、過大な負荷をかけ、湿地の生態系を損なった。

そこで我々は、日本・世界の各地域の伝統や先進事例に学び、湿地の保全・再生とワイズユースというラムサール条約の2つの目的と、それを支える「対話・教育・参加・啓発」（CEPA）の実現に努めてきた。そして、第10回ラムサール条約締約国会議のテーマが、「健全な湿地、健康な人々」であることを想起しつつ、以下の点について取り組むことを決意した。

- 1 条約湿地を健全な状態で次の世代に引き継ぐため、市町村・県・国がその責務を明確にし、湿地に関わる多様な人々の参画を求め、地域の特性に応じた湿地管理を行うために、「保全管理計画」「保全活用計画」等を、策定・実施・改善する。
- 2 地域の人々によって、恵み豊かな湿地は「地域の宝」として守られ、ワイズユースが行われ、人を育て歴史や文化を生み出してきた。これを踏まえ、地域における多様な湿地の多様な活用方法を探究・交流し、地域の活性化につなげる。
- 3 人と湿地とのかかわりを学び行動することの重要性を再認識し、多様な「対話・教育・参加・啓発」（CEPA）を通じて、湿地の保全と地域の活性化との相互補完関係の強化に努める。そのために、NGO や専門家と協力しながら「学習・交流事業」を継続・発展させる。

本年は、ラムサール条約湿地が国内に誕生して30年目であり、生物多様性条約第10回締約国会議が国内で開かれる。我々は、この会議が世界で唯一のものであることを認識し、条約湿地を始めとする多様な湿地における保全・再生、ワイズユース、CEPA についての取り組みが、内外に大きな影響を与えることを期待する。

2010年8月6日

釧路市長	蛭名 大也
釧路町長	佐藤 廣高
標茶町長	池田 裕二
鶴居村長	日野浦 正志
浜頓別町長	廣瀬 忠雄
苫小牧市長	岩倉 博文
厚岸町長	若狹 靖
浜中町長	長谷川 徳幸
美唄市長	桜井 道夫
豊富町長	工藤 栄光
幌延町長	宮本 明
雨竜町長	藤本 悟
網走市長	大場 脩
小清水町長	林 直樹
根室市長	長谷川 俊輔
別海町長	水沼 猛
標津町長	金澤 瑛
三沢市長	種市 一正
栗原市長	佐藤 勇
登米市長	布施 孝尚
大崎市長	伊藤 康志
鶴岡市長	榎本 政規
桧枝岐村長	星 光祥
日光市長	斎藤 文夫
片品村長	千明 金造
習志野市長	荒木 勇
新潟市長	篠田 昭

阿賀野市長	天野 市榮
魚沼市長	大平 悦子
加賀市長	寺前 秀一
若狹町長	森下 裕
美浜町長	山口 治太郎
名古屋市長	河村 たかし
飛島村長	久野 時男
大津市長	目片 信
近江八幡市長	富士谷 英正
草津市長	橋川 渉
東近江市長	西澤 久夫
長浜市長	藤井 勇治
串本町長	田嶋 勝正
松江市長	松浦 正敬
出雲市長	長岡 秀人
美祢市長	村田 弘司
竹田市長	首藤 勝次
九重町長	坂本 和昭
薩摩川内市長	岩切 秀雄
屋久島町長	日高 十七郎
那覇市長	翁長 雄志
豊見城市長	金城 豊明
久米島町長	平良 朝幸
渡嘉敷村長	小嶺 安雄
座間味村長	宮里 哲
石垣市長	中山 義隆
高島市長	西川 喜代治

湿地のワイズユースと地域の活性化

～国際生物多様性年に際して～

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
第2回学習・交流事業の記録

2011年3月

発行：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

（会長市：滋賀県高島市）

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565

TEL：0740-25-8123 FAX：0740-25-8145

編集：日本国際湿地保全連合

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-7-3 NCC 人形町ビル 6F

TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187